10.9　動物

10.9　動物

(1) 調査

1) 調査内容

① 動物相の状況

生息種及び動物相（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類及び底生動物）の特徴を調査した。

② 保全すべき種の状況

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第 4 版）」（平成 30 年 3 月、埼玉県）、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月、環境省）、「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」（令和 8 年 3 月、環境省）の掲載種、その他の貴重種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種の状況を調査した。

③ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 広域的な動物相等の状況

広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷及び地域住民その他の人との関わりの状況を調査した。

(ｲ) オオタカの繁殖状況

計画地の周辺でオオタカの繁殖が確認されたことから、既存資料等によりオオタカの広域的な営巣地の分布と繁殖状況を把握するとともに、確認された営巣地での繁殖状況と営巣環境について調査した。

2) 調査方法

① 動物相の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査方法は、「③その他の予測・評価に必要な事項 (ｱ) 広域的な動物相等の状況」（p. 508 参照）と同様とした。

(ｲ) 現地調査

調査方法は、表 10.9-1 に示すとおりである。

表 10.9-1　調査方法

調査対象	調査方法		調査範囲・調査地点
哺乳類	フィールドサイン法（夜間調査を含む）	調査範囲を任意に踏査し、個体の確認に努めるとともに、足跡、糞、食痕等のフィールドサインにおいて種の確認を行った。 また、バットディテクターを用いてコウモリ類の生息状況を確認した。	図 10.9-1 (1)参照
	トラップ法（無人撮影法を含む）	調査範囲の代表的な環境として、乾性草地、湿性草地、樹林に調査地点を 2 地点ずつ計 6 地点（1～6）設定した。シャーマントラップ、モールトラップを用いてネズミ等の小型哺乳類を捕獲し、種の確認を行った。また、無人撮影装置を 1 晩設置し、夜間活動する哺乳類の生息状況を確認した。	図 10.9-1 (2)参照
鳥類（全般）	ラインセンサス法	鳥類のさえずりや活動が確認しやすい早朝又は午前中に、4 本のセンサスルート（R1～R4）上を、時速 1.5～2km 程度で歩行し、センサスルート両側 50m（片側 25m）程度の範囲内に出現した鳥類の種類、個体数等を記録した。	図 10.9-1 (3)参照
	定点観察調査	調査範囲を広く見渡せる定点を 2 地点（P1,P2）設定し、出現した鳥類の種類、個体数等を記録した。調査は早朝又は午前中に各地点で 1 時間程度実施した。	
	任意観察調査（夜間調査を含む）	調査範囲を任意に踏査し、出現した鳥類の種類、個体数等を記録した。夜間調査は日没から 2～3 時間程度とした。	図 10.9-1 (1)参照
鳥類（猛禽類）	定点観察調査（移動定点観察調査を含む）	調査範囲の猛禽類の繁殖状況及び繁殖個体の生息状況を確認するための定点（固定地点 5 地点及び移動定点 1 地点）計 6 地点を設定し、出現した猛禽類の種類、個体の詳細（年齢、性別等）、時間、行動等を記録した。調査は 8 時間を 2 日間（早朝の調査を含む）実施した。	図 10.9-1 (4)参照
	カメラ監視調査	第一繁殖期に確認されたオオタカの営巣木にカメラを設置し、第二繁殖期における繁殖状況を、クラウドシステムへ送信された撮影画像を確認することにより把握した。	
爬虫類・両生類	任意観察調査	爬虫・両生類の主な生息環境である水田、水路等の水辺や草地を中心に任意踏査し、卵塊、幼生、幼体、成体等を目視及び鳴き声により識別した。	図 10.9-1 (1)参照
魚類	任意採集調査	計画地内の水路 2 地点（S1,S2）及び石川川 2 地点（S3,S4）の計 4 地点において、タモ網により魚類を採集し、種類及び個体数を記録した。また、水田域の水路を任意採集した。	図 10.9-1 (5)参照
昆虫類	任意採集調査	スウィーピング法、ビーティング法等の任意採集及び鳴き声により確認された種類を記録した。任意採集は様々な植生を任意に踏査し、目視、あるいは捕虫網等による採集とした。	図 10.9-1 (1)参照
	ライトトラップ法	ボックス法を用い、ガ類、甲虫類等の夜間灯火に集まる昆虫類を採集した。調査地点は、調査範囲内にあらかじめ設定した見通しのよい場所 6 地点（1～6）とした。	図 10.9-1 (2)参照
	ベイトトラップ法	オサムシ類やゴミムシ類等の地上徘徊性昆虫の採集を目的に、誘引用の餌の入ったプラスチック製のコップを開口部は地表面と同じレベルにくるように埋設し、一昼夜放置した後、コップ内に落下した昆虫類を回収した。調査地点はライトトラップ法と同様の 6 地点（1～6）とした。	
底生動物	定量採集調査	コドラート（25cm×25cm）付きサーバネットを用い、1 地点あたり 4 回の定量採集を実施した。調査地点は魚類調査と同一の S1～S4 の 4 地点とした。	図 10.9-1 (5)参照
	定性採集調査	目合い 0.5mm 程度のタモ網等を用いて、落葉等のたまっている場所や植生帯等の多様な底質環境で、定性採集を実施した。調査地点は魚類調査と同一地点の S1～S4 の 4 地点とした他、計画地及び周辺の水路等においても任意に実施し、底生動物相の補完に努めた。	

② 保全すべき種の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、「③ その他の予測・評価に必要な事項 (ｱ)広域的な動物相等」(p.508 参照) と同様とした。

なお、保全すべき種の選定基準は、表 10.9-2 に示すとおりとした。

(ｲ) 現地調査

保全すべき種の生息状況を把握するため、分布、個体数、繁殖状況、生息環境等について調査を行った。

なお、保全すべき種の選定基準は、表 10.9-2 に示すとおりとした。

表 10.9-2　保全すべき種の選定基準

	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月、法律第214号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月、法律第75号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月、環境省) 、 「環境省第5次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)」 (令和8年3月、環境省)	EX ：絶滅 EW ：野生絶滅 CR ：絶滅危惧ⅠA類 EN ：絶滅危惧ⅠB類 VU ：絶滅危惧Ⅱ類 NT ：準絶滅危惧 DD ：情報不足 LP ：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「埼玉県レッドデータブック動物編 2018 (第 4 版)」 (平成30年3月、埼玉県)	EX ：絶滅 EW ：野生絶滅 CR ：絶滅危惧ⅠA類 EN ：絶滅危惧ⅠB類 VU ：絶滅危惧Ⅱ類 NT1：準絶滅危惧 1 型 NT2：準絶滅危惧 2 型 DD ：情報不足 LP ：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 (平成12年3月、埼玉県条例第11号)	希少：県内希少野生動植物種

③ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 広域的な動物相等の状況

ｱ) 既存資料調査

広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷及び地域住民その他の人との関わりの状況については、「桶川市史 第八巻 自然地誌編」（昭和 62 年 3 月、桶川市）、「北本の動植物誌」（平成 7 年 2 月、北本市）、「自然環境保全基礎調査」（環境省）等の既存資料を整理した。

(ｲ) オオタカの繁殖状況

ｱ) 既存資料調査

「埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議」[注)] の議事録（令和 8 年 2 月閲覧、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所ホームページ）等の既存資料を整理した。

ｲ) 現地調査

営巣地の分布と繁殖状況の調査方法は、表 10.9-1(p.506 参照)に示す「鳥類（猛禽類調査)」と同様とした。

また、営巣地の営巣環境の調査は、「猛禽類保護の進め方(改訂版) ―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」（平成 24 年 12 月、環境省)、「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成 11 年 3 月、埼玉県）に記載の自然環境調査の調査方法に準拠し、営巣木又は営巣に適した樹木を中心に 1 辺 20～30m 程度のコドラートを設定し、コドラート内の植生調査を行った。また、40 年生以上（あるいは樹高 11m、胸高直径 20cm 以上）の樹木を対象に毎木調査を行った。

3) 調査地域・地点

① 動物相の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査の調査範囲は、「③その他の予測・評価に必要な事項 (ｱ) ｱ) 既存資料調査」(p.514 参照）と同様とした。

(ｲ) 現地調査

猛禽類調査を除く動物相の調査範囲は計画地及びアクセス道路の境界から約 200m を基本とし、猛禽類調査の調査範囲は、計画地及びアクセス道路の境界から約 1.5km を基本とした。また、オオタカの営巣地を把握したのちは、計画地を行動圏に含む A 営巣地から約 1.5km の範囲及び計画地の境界から約 1.5km の範囲を調査地域とした。

調査範囲、踏査ルート及び調査地点は図 10.9-1(1)～(5)に示すとおりである。

注）埼玉県内の圏央道の沿線に生息するオオタカ等の保護について、有識者の助言を受けながら事業を進めるため設立された「埼玉圏央道オオタカ等保護対策検討委員会」（平成 14 年 5 月～平成 19 年 3 月）を前身とし、発展的に設立された。平成 19 年 12 月～平成 31 年 3 月に開催。

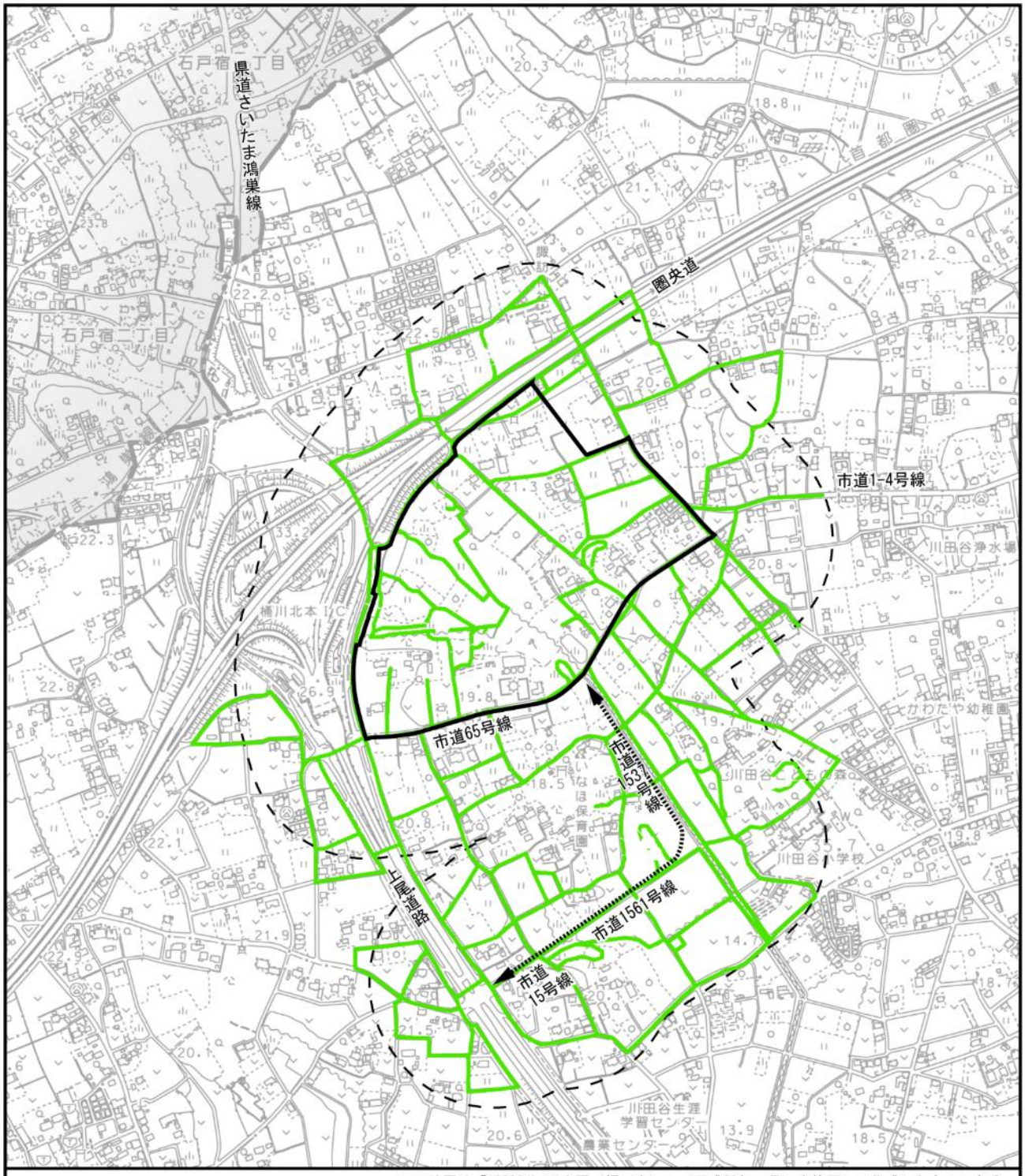
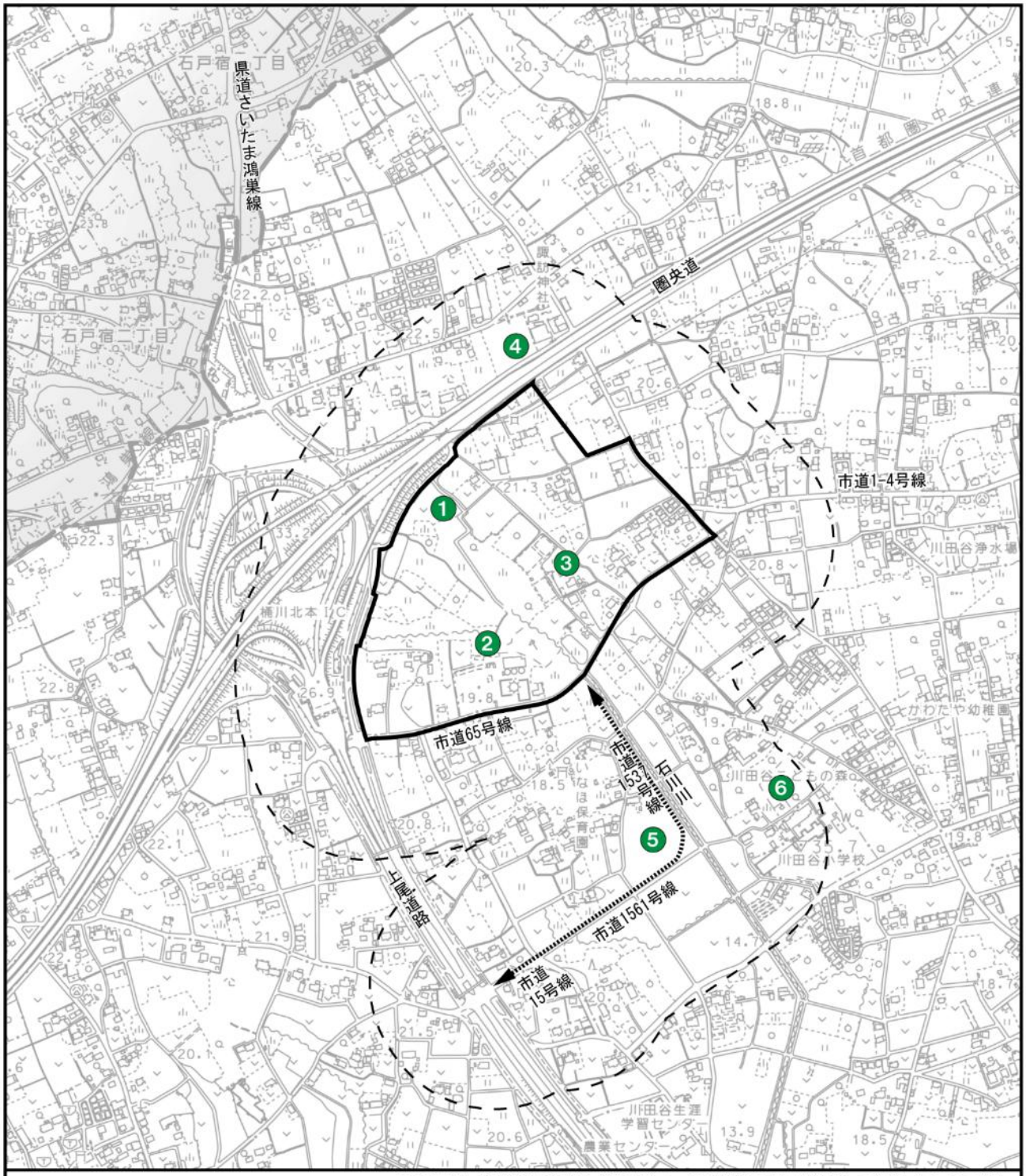


図 10.9-1(1)　調査地点（踏査ルート）



この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

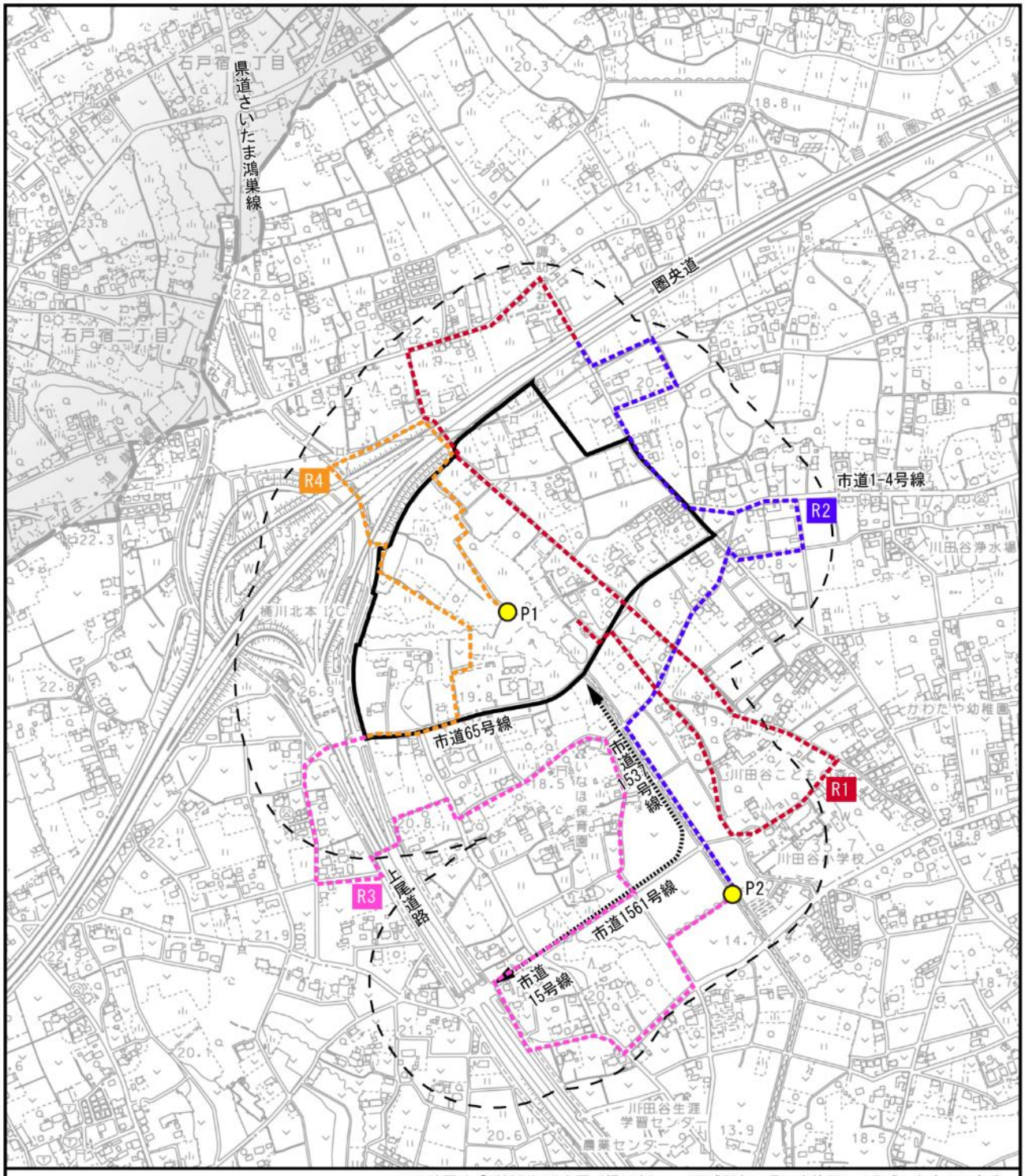
凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 動物調査範囲（猛禽類を除く）
 ※計画地及びアクセス道路の境界から約200m
- トラップ調査地点（哺乳類、昆虫類）
 （乾性草地①④、湿性草地②⑤、樹林③⑥）

図 10.9-1(2)　調査地点（哺乳類・昆虫類トラップ地点）

1：10,000
0　100　200　300m

N



この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 動物調査範囲（猛禽類を除く）
 ※計画地及びアクセス道路の境界から約200m
- ラインセンサス調査ルート（R1～R4）
- 定点観察調査地点（P1、P2）

図 10.9-1(3)　調査地点
（鳥類（全般）ラインセンサス・定点調査地点）

1：10,000
0　100　200　300m

N

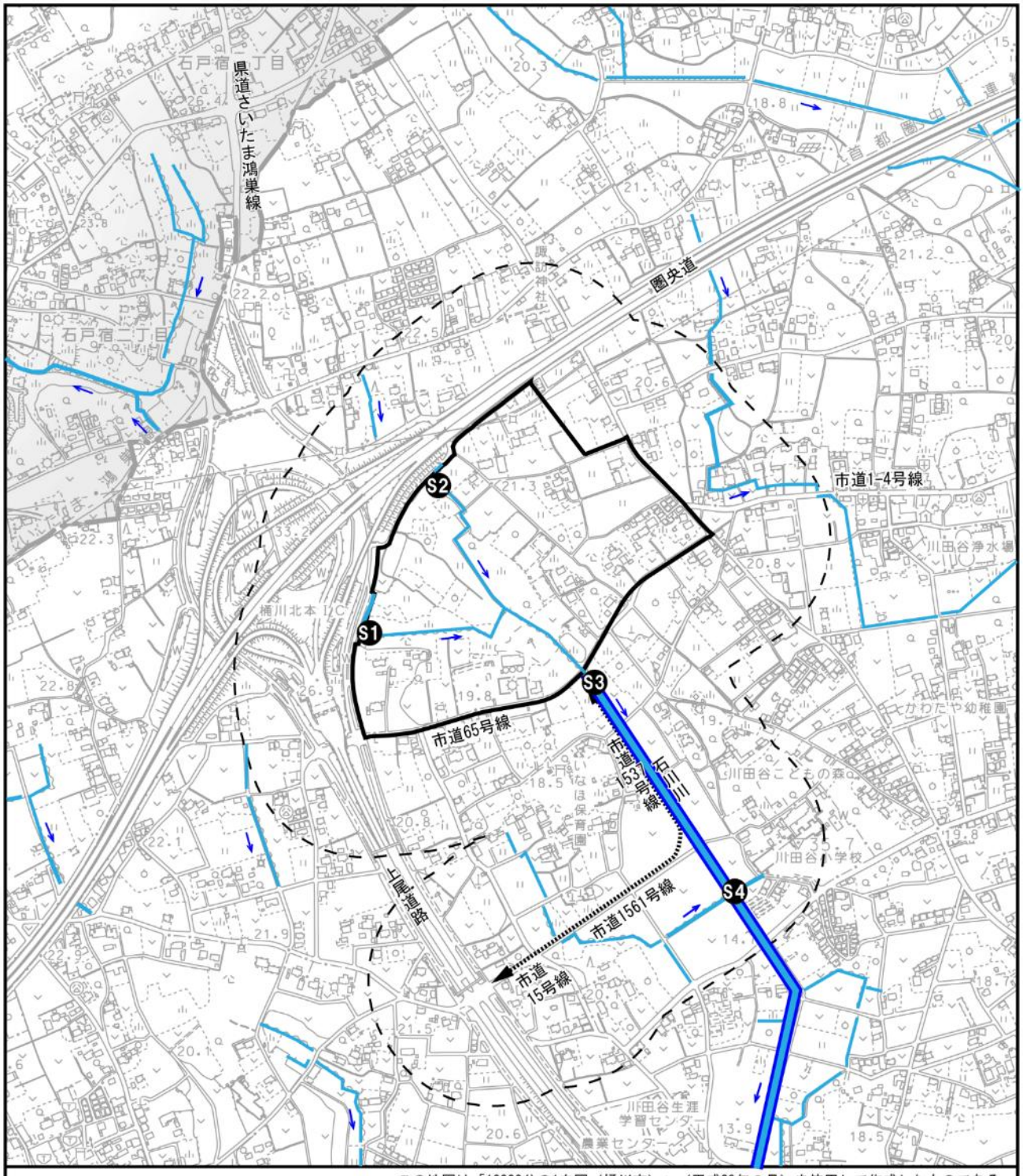


注）定点調査地点、オオタカの営巣地が判明した後の調査範囲については、資料編（p.205～219参照）に示す。

図 10.9-1(4)　調査地点（鳥類（猛禽類）調査範囲、調査地点）

1:25,000
0　250　500　750m

N



この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 動物調査範囲（猛禽類を除く）
 ※計画地及びアクセス道路の境界から約200m
- 魚類・底生動物調査地点（S1～S4）
- 石川川
- 水路　（→ 流向）

1：10，000
0　100　200　300m

N

図 10.9-1(5)　調査地点（魚類・底生動物調査地点）

② 保全すべき種の状況

調査範囲は、「①動物相の状況」(p.508～513 参照) と同様とした。

③ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 広域的な動物相等の状況

ｱ) 既存資料調査

計画地及びアクセス道路の敷地境界から 3km の範囲を基本とした。

(ｲ) オオタカの繁殖状況

ｱ) 既存資料調査

計画地及びアクセス道路の敷地境界から 3km の範囲を基本とした。

ｲ) 現地調査

営巣地の分布の調査は、計画地及びアクセス道路の敷地境界から 3km の範囲を基本とした。

繁殖状況の調査は、現地調査で確認されたオオタカの営巣地とした。

オオタカの営巣環境の調査は、計画地を高利用域に含む A 営巣地の営巣林と、その行動圏内の樹林地 4 か所とした。なお、営巣林以外の 4 か所の樹林地は、対照地として調査を行ったものである。

調査地点は表 10.9-3 に、調査地点の位置は資料編 (p.229 参照) に示すとおりである。

表 10.9-3　オオタカの営巣環境の調査地点

調査地点				計画地境界からの方位及び距離
No.1	A 営巣地	私有地（屋敷林）	営巣地	非公開
No.2	A 営巣地ペアの営巣中心域内の林	私有地	対照地	非公開
No.3	川田谷こどもの森	市民緑地	対照地	南東約 200m
No.4	計画地内中央南側の林	私有地（屋敷林）	対照地	計画地内
No.5	計画地内南西側の林	私有地（屋敷林）	対照地	計画地内

4) 調査期間

① 動物相の状況

(ｱ) 現地調査

猛禽類調査を除く動物相の調査期間は、令和 4 年 5 月～令和 5 年 1 月である。調査実施日は、表 10.9-4(1)に示すとおりである。

猛禽類調査の調査期間は、令和 4 年 2 月～令和 5 年 8 月である。調査実施日は表 10.9-4(2)に示すとおりである。

また、令和 5 年までの猛禽類調査で確認されたオオタカの営巣地について、繁殖状況の確認を令和 6 年 4 月～7 月に実施した。調査実施日は表 10.9-4(3)に示すとおりである。

② 保全すべき種の状況

(ｱ) 現地調査

調査期間は、「①動物相の状況 (ｱ) 現地調査」と同様とした。調査実施日は、表 10.9-4(1)～(3)に示すとおりである。

表 10.9-4(1)　調査実施日（猛禽類調査を除く動物相）

調査項目	調査方法	調査季	調査実施日
哺乳類	フィールドサイン法（夜間調査を含む）、トラップ法（無人撮影法含む）	春季	令和4年 5月 9日(月)～ 5月10日(火)
		夏季	令和4年 7月21日(木)～ 7月22日(金)
		秋季	令和4年10月13日(木)～10月14日(金)
		冬季	令和5年 1月18日(水)～ 1月19日(木)
鳥類（全般）	ラインセンサス法、定点観察調査、任意観察調査（夜間調査を含む）	春季	令和4年 5月 9日(月)～ 5月10日(火)
		初夏季	令和4年 6月 9日(木)～ 6月10日(金)
		夏季	令和4年 6月30日(木)～ 7月 1日(金)
		秋季	令和4年10月13日(木)～10月14日(金)
		冬季	令和5年 1月19日(木)～ 1月20日(金)
爬虫類・両生類	任意観察調査	春季	令和4年 5月 9日(月)～ 5月10日(火)
		初夏季	令和4年 6月 9日(木)～ 6月10日(金)
		夏季	令和4年 8月 9日(火)
		秋季	令和4年 9月22日(木)
魚類	任意採集調査	春季	令和4年 5月10日(火)
		夏季	令和4年 8月 8日(月)
		秋季	令和4年 9月21日(水)
		冬季	令和5年 1月19日(木)～ 1月20日(金)
昆虫類	任意採集調査、ライトトラップ法、ベイトトラップ法	春季	令和4年 5月 9日(月)～ 5月10日(火)
		初夏季	令和4年 6月 9日(木)～ 6月10日(金)
		夏季	令和4年 7月21日(木)～ 7月22日(金)
		秋季	令和4年10月13日(木)～10月14日(金)
底生動物	定量採集調査、定性採集調査	春季	令和4年 5月10日(火)
		夏季	令和4年 8月 8日(月)
		秋季	令和4年 9月21日(水)
		冬季	令和5年 1月19日(木)～ 1月20日(金)

注）早春季：3 月、春季 4～5 月前半、初夏季：5 月後半～6 月、夏季：7～8 月、秋季：9～11 月、冬季：12～2 月

表 10.9-4(2)　調査実施日（猛禽類、その他の予測評価に必要な事項）

調査項目	調査方法	調査季		調査実施日
鳥類 (猛禽類)	定点観察調査 （移動定点観察調査を含む）	第一 繁殖期	冬季	令和4年 2月24日(木)～ 2月25日(金)
			早春季	令和4年 3月 9日(水)～ 3月10日(木) 令和4年 3月28日(月)～ 3月29日(火)
			春季	令和4年 4月11日(月)～ 4月12日(火) 令和4年 4月25日(月)～ 4月26日(火) 令和4年 5月 9日(月)～ 5月10日(火)
			初夏季	令和4年 5月23日(月)～ 5月24日(火) 令和4年 6月 6日(月)～ 6月 7日(火) 令和4年 6月20日(月)～ 6月21日(火)
			夏季	令和4年 7月 5日(火)～ 7月 6日(水) 令和4年 7月26日(火)～ 7月27日(水) 令和4年 8月 8日(月)～ 8月 9日(火) 令和4年 8月29日(月)～ 8月30日(火)
		非繁殖期	秋季	令和4年 9月26日(月)～ 9月27日(火) 令和4年10月24日(月)～10月25日(火) 令和4年11月21日(月)～11月22日(火)
			冬季	令和4年12月19日(月)～12月20日(火)
		第二 繁殖期	冬季	令和5年 1月10日(火)～ 1月11日(水) 令和5年 1月23日(月)～ 1月24日(火) 令和5年 2月 6日(月)～ 2月 7日(火) 令和5年 2月21日(火)～ 2月22日(水)
			早春季	令和5年 3月 6日(月)～ 3月 7日(火) 令和5年 3月22日(水)～ 3月23日(木)
			春季	令和5年 4月 6日(木)～ 4月 7日(金) 令和5年 4月17日(月)～ 4月18日(火) 令和5年 5月 9日(火)～ 5月10日(水)
			初夏季	令和5年 5月22日(月)～ 5月23日(火) 令和5年 6月 5日(月)～ 6月 6日(火) 令和5年 6月19日(月)～ 6月20日(火)
			夏季	令和5年 7月 4日(火)～ 7月 5日(水) 令和5年 7月18日(火)～ 7月19日(水) 令和5年 8月 1日(火)～ 8月 2日(水) 令和5年 8月16日(水)～ 8月17日(木)
	カメラ監視調査	非繁殖期～ 第二繁殖期		[機器設置] 令和4年11月24日(木)～11月25日(金)
				[観測] 令和4年11月26日(土)～ 令和5年 8月17日(木)
				[機器撤去] 令和5年 8月18日(金)
その他の予測・評価に必要な事項	猛禽類の営巣環境の調査	非繁殖期		令和4年12月 5日(月)～12月 6日(火)

注）早春季：3 月、春季 4～5 月前半、初夏季：5 月後半～6 月、夏季：7～8 月、秋季：9～11 月、冬季：12～2 月
繁殖期：1～8 月、非繁殖期：9～12 月

表 10.9-4(3)　調査実施日（オオタカ繁殖状況簡易調査）

調査項目	調査方法	調査季		調査実施日
鳥類 (猛禽類)	任意観察調査	第三 繁殖期	春季	令和6年 4月 1日(月)
			初夏季	令和6年 5月 7日(火) 令和6年 6月 5日(水)
			夏季	令和6年 7月 8日(月)

注）春季 4～5 月前半、初夏季：5 月後半～6 月、夏季：7～8 月、繁殖期：1～8 月

③ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) オオタカの繁殖状況

ｱ) 現地調査

営巣地の分布と繁殖状況の調査期間は、令和4年2月～令和5年8月である。

オオタカの営巣環境の調査期間は、非繁殖期とした。調査実施日は表 10.9-4(2)に示したとおりである。

また、表 10.9-4(3)に示したとおり、繁殖状況確認の簡易調査を追加で実施した。

5) 調査結果

① 動物相の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査による広域的な動物相等の状況は、「③その他の予測・評価に必要な事項 (ｱ) ｱ) a 広域的な動物相及び保全すべき種（貴重な動物）の分布の状況」（p.537 参照）に示すとおりである。

(ｲ) 現地調査

現地調査の結果、調査範囲内において 1,031 種の動物種が確認された。分類群別の確認種数は、表 10.9-5 に示すとおりである。

調査範囲内は、畑地や乾性草地等の畑環境や水田環境、住宅地等の人工構造物・造成地が大部分を占めており、一部に屋敷林等の樹林環境が点在している。計画地内には西側から東方向及び北西側から南東方向へ流れる 2 本の水路があり、計画地中央付近で合流後、石川川として南東方向へ流出する。これらの環境を反映し、確認種は畑地や水田環境を中心に生息する種が多く見られた。

表 10.9-5　分類群別の確認種数

分類群	確認種数	
哺乳類	(5目8科)	11種
鳥類	(12目30科)	54種
爬虫類	(2目5科)	6種
両生類	(1目3科)	3種
魚類	(1目1科)	1種
昆虫類	(16目204科)	887種
底生動物	(20目42科)	84種
合計	(52目282科)	1,031種

注1)種の同定に至らず、属の一種又は科の一種として記録したものについては、場合、同じ属又は科の種が確認された場合は種数に計上せず、同じ属又は科の種が確認されていない場合は種数に計上した。
注2)昆虫類と底生動物で5目11科15種が共通して確認された。

ｱ) 哺乳類の確認状況

現地調査の結果、5 目 8 科 11 種の哺乳類が確認された。哺乳類の確認種は表 10.9-6 に示すとおりである（資料編 p.181 参照）。

調査範囲の多くを占める畑環境や水田環境ではアズマモグラ、キツネ、タヌキ、イタチ属の一種、ハクビシン、ニホンノウサギ、ハタネズミ、アカネズミ及びハツカネズミが確認され、点在する屋敷林等の樹林環境ではアズマモグラが確認された。アライグマは調査範囲の畑環境や水田環境、屋敷林で広く確認された。夜間調査ではヒナコウモリ科の一種が調査範囲内で広く確認された。

表 10.9-6　哺乳類の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認位置			調査季				備考	
				計画地	アクセス道路	周辺	春季	夏季	秋季	冬季	外来種	保全すべき種
1	食虫	モグラ	アズマモグラ	○	○	○	○	○	○	○		
2	翼手	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ科の一種	○	○	○	○	○	○			
3	食肉	イヌ	キツネ	○		○	○	○	○	○		
4			タヌキ	○		○	○	○	○	○		
5		アライグマ	アライグマ	○	○	○		○	○	○	特外/緊急	
6		イタチ	イタチ属の一種			○	○					
7		ジャコウネコ	ハクビシン	○						○	重点	
8	齧歯	ネズミ	ハタネズミ			○		○	○			
9			アカネズミ	○		○	○	○	○			
10			ハツカネズミ	○		○	○	○	○			
11	兎	ウサギ	ニホンノウサギ	○		○		○	○			
－	5目	8科	11種	9種	3種	10種	7種	9種	9種	5種	2種	－

注1) 春季：令和4年5月 9日(月)～10日(火)、夏季：令和4年7月21日(木)～22日(金)、秋季：令和4年10月13日(木)～14日(金)、
冬季：令和5年1月18日(水)～19日(木)

注 2) 目名、科名、種名の分類並びに配列は、原則として「日本の哺乳類[改訂 2 版]」（平成 20 年 7 月、阿部永ほか著、財団法人自然環境研究センター編集制作）に準拠した。

注 3) 和名「ヒナコウモリ科の一種」は夜間調査の結果である。周波数が 40kHz～50kHz で確認されており、確認状況や環境からアブラコウモリの可能性が高いと考えられる。

注 4) 備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）
特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）
緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、
他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）

注 5) 保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p.526 参照）に示すとおりである。

ｲ) 鳥類の確認状況

a 鳥類（全般）の確認状況

鳥類（全般）の現地調査の結果、12 目 30 科 48 種が確認された。鳥類（全般）の確認種は 表 10.9-7 に示すとおりである（資料編 p.182～183 参照）。

確認種は主に低地の畑地や水田等の耕作地環境や住宅地周辺でよく見られる種で構成されるが、屋敷林等の樹林環境が点在している他、水路が僅かに分布しているため、樹林性の種や水辺で見られる種も少数含まれていた。

調査範囲ではハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ等の住宅地や耕作地等で見られる種が広く確認され、畑環境ではキジ、ホオジロ等が、水田環境ではハクセキレイ、カルガモ等が、屋敷林等の樹林環境ではコゲラ、シジュウカラ、キビタキ等が確認された。また、猛禽類としてオオタカ、ノスリ及びチョウゲンボウが確認された。また、渡り区分では、留鳥が 31 種（64.6%）、夏鳥が 5 種（10.4%）、冬鳥 10 種（20.8%）及び旅鳥が 2 種（4.2%）であった。

表 10.9-7　鳥類（全般）の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	渡り区分	確認位置			調査季					備考	
					計画地	アクセス道路	周辺	春季	初夏季	夏季	秋季	冬季	外来種	保全すべき種
1	キジ	キジ	コジュケイ	留鳥	○			○						
2			キジ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
3	カモ	カモ	カルガモ	留鳥	○		○	○	○		○			
4			コガモ	冬鳥			○					○		
5	ハト	ハト	カワラバト（ドバト）	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
6			キジバト	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	カツオドリ	ウ	カワウ	留鳥			○		○		○			
8	ペリカン	サギ	アオサギ	留鳥	○		○	○	○	○	○			
9			ダイサギ	留鳥			○	○						
10	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	夏鳥	○		○		○		○			
11	チドリ	チドリ	コチドリ	夏鳥			○	○						
12	タカ	タカ	オオタカ	留鳥	○	○	○	○	○	○				●
13			ノスリ	冬鳥		○	○					○		●
14	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	留鳥	○		○	○	○					●
15	キツツキ	キツツキ	コゲラ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
16	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	留鳥			○		○					●
17	スズメ	モズ	モズ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
18		カラス	カケス	冬鳥	○		○				○	○		
19			オナガ	冬鳥			○				○	○		●
20			ハシボソガラス	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○		
21			ハシブトガラス	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○		
22		シジュウカラ	シジュウカラ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
23		チメドリ	ガビチョウ	留鳥	○		○	○	○	○			特外/重点	
24		ヒバリ	ヒバリ	留鳥	○		○	○	○	○	○			
25		ツバメ	ツバメ	夏鳥	○	○	○	○	○	○				
26		ヒヨドリ	ヒヨドリ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
27		ウグイス	ウグイス	留鳥	○		○	○	○	○		○		
28		エナガ	エナガ	留鳥	○		○			○	○	○		
29		ムシクイ	メボソムシクイ	旅鳥			○		○					
30			センダイムシクイ	旅鳥			○	○						
31		メジロ	メジロ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
32		ヨシキリ	オオヨシキリ	夏鳥	○			○						●
33		セッカ	セッカ	留鳥			○	○	○					
34		ムクドリ	ムクドリ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○		
35		ヒタキ	シロハラ	冬鳥	○		○					○		
36			ツグミ	冬鳥	○		○					○		
37			ジョウビタキ	冬鳥	○		○					○		
38			キビタキ	夏鳥	○		○	○						
39		スズメ	スズメ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○		
40		セキレイ	キセキレイ	留鳥	○						○	○		
41			ハクセキレイ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
42			セグロセキレイ	留鳥	○		○	○	○	○	○	○		
43		アトリ	カワラヒワ	留鳥	○		○	○	○	○		○		
44			シメ	冬鳥			○					○		
45			イカル	留鳥			○			○				
46		ホオジロ	ホオジロ	留鳥	○		○		○	○		○		●
47			カシラダカ	冬鳥	○		○					○		●
48			アオジ	冬鳥	○		○					○		
－	12目	30科	48種	－	36種	8種	45種	30種	29種	24種	23種	29種	1種	8種

注1）春季：令和4年5月 9日(月)～10日(火)、初夏季：令和4年6月9日(木)～10日(金)、夏季：令和4年6月30日(木)～7月1日(金)、
秋季：令和4年10月13日(木)～14日(金)、冬季：令和5年1月19日(木)～20日(金)

注 2）目名、科名、種名の分類並びに配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（平成 24 年 9 月、日本鳥類学会）に準拠した。

注 3）渡り区分は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」を参考に、現地の環境と確認状況を考慮して記載した。

注 4）備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）

特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）

緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、

他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）

注 5）備考（保全すべき種）欄には、選定した種を●で示した。保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p.526 参照）に示すとおりである。

b 鳥類（猛禽類）の確認状況

鳥類（猛禽類）の現地調査の結果、2 目 2 科 9 種が確認された。鳥類（猛禽類）の確認種は表 10.9-8 に示すとおりである。

猛禽類のうち、確認頻度が高いのは、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ及びハヤブサである。

このうちオオタカについては周辺地域での繁殖を確認した。オオタカの繁殖状況の現地調査結果は、「③ その他の予測・評価に必要な事項（ｲ） ｲ） a オオタカの営巣地の分布と繁殖状況」（p.542～545 参照）に示すとおりである。

表 10.9-8　鳥類（猛禽類調査）の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	渡り区分	確認位置			調査季						備考	
					計画地	アクセス道路	周辺	早春季	春季	初夏季	夏季	秋季	冬季	外来種	保全すべき種
1	タカ	タカ	ハチクマ	通過			○		○						●
2			ツミ	夏鳥	○	○	○	○	○	○	○	○			●
3			ハイタカ	冬鳥	○	○	○	○	○			○	○		●
4			オオタカ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●
5			サシバ	夏鳥	○		○	○	○		○	○			●
6			ノスリ	冬鳥	○	○	○	○				○	○		●
7	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●
8			コチョウゲンボウ	冬鳥			○					○			
9			ハヤブサ	留鳥	○		○	○			○	○	○		●
－	2目	2科	9種	-	7種	5種	9種	7種	6種	3種	5種	8種	5種	―	8種

注 1）早春季：3月、春季4～5月前半、初夏季：5月後半～6月、夏季：7～8月、秋季：9～11月、冬季：12～2月
注 2）目名、科名、種名の分類並びに配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（平成 24 年 9 月、日本鳥類学会）に準拠した。
注 3）渡り区分は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」を参考に、現地の環境と確認状況を考慮して記載した。
注 4）備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）
特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）
緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、
他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）
注 5）備考（保全すべき種）欄には、選定した種を●で示した。保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p.526 参照）に示すとおりである。

c 鳥類（全般）と鳥類（猛禽類）の合計

鳥類（全般）の現地調査と、鳥類（猛禽類）の現地調査では、オオタカ、ノスリ、チョウゲンボウの 3 種が共通して確認された。

合計で 12 目 30 科 54 種の鳥類が確認された。

ｳ) 爬虫類・両生類の確認状況

現地調査の結果、2 目 5 科 6 種の爬虫類及び 1 目 3 科 3 種の両生類が確認された。爬虫類・両生類の確認種は、表 10.9-9 及び表 10.9-10 に示すとおりである。

爬虫類は、調査範囲の畑環境や住宅周辺でヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビが確認された他、計画地の人工的なコンクリート水槽でアカミミガメ、屋敷林や水路でヒバカリ、乾性草地でアオダイショウ、周辺の神社でニホンヤモリが確認された。

両生類は、調査範囲の水田や水路等で初夏季から秋季にかけてニホンアマガエル、ヌマガエルの幼生及び幼体が広く確認された。また、計画地の水路でトウキョウダルマガエルの幼体が確認されたが、調査範囲内で幼生等の繁殖が確認されなかったことから、移動・分散等の個体と考えられ、定着分布していないと考えられる。

表 10.9-9　爬虫類の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認位置			調査季				備考		
				計画地	アクセス道路	周辺	春季	初夏季	夏季	秋季	外来種	逸出	保全すべき種
1	カメ	ヌマガメ	アカミミガメ	○			○	○			条特/緊急	逸出	
2	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ			○		○					
3		トカゲ	ヒガシニホントカゲ			○			○	○			●
4		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○		○	○		○				●
5		ナミヘビ	アオダイショウ	○						○			●
6			ヒバカリ	○				○	○	○			●
―	2目	5科	6種	4種	0種	3種	2種	3種	3種	3種	1種	1種	4種

注 1) 春季：令和4年5月9日(月)～10日(火)、初夏季：令和4年6月9日(木)～10日(金)、夏季：令和4年8月9日(火)、秋季：令和4年9月22日(木)
注 2) 目名、科名、種名の分類並びに配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和 4 年 11 月改訂、日本爬虫類両棲類学会)に準拠した。
注 3) 備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）
特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）
緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、
他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）
注 4) アカミミガメは確認状況から、飼育由来の個体と考えられるため、「逸出」とした。
注 5) 備考（保全すべき種）欄には、選定した種を●で示した。保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p.526 参照）に示すとおりである。

表 10.9-10　両生類の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認位置			調査季				備考	
				計画地	アクセス道路	周辺	春季	初夏季	夏季	秋季	外来種	保全すべき種
1	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	○		○	○	○	○	○		
2		アカガエル	トウキョウダルマガエル	○						○		●
3		ヌマガエル	ヌマガエル	○	○	○	○	○	○	○	重点（国内）	
―	1目	3科	3種	3種	1種	2種	2種	2種	2種	3種	1種	1種

注 1) 春季：令和4年5月9日(月)～10日(火)、初夏季：令和4年6月9日(木)～10日(金)、夏季：令和4年8月9日(火)、秋季：令和4年9月22日(木)
注 2) 目名、科名、種名の分類並びに配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和 4 年 11 月改訂、日本爬虫類両棲類学会）に準拠した。
注 3) 備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）
特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）
緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、
他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）
注 4) ヌマガエルは国内由来の外来種である（「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト　掲載種の付加情報（根拠情報）」）。
注 5) 備考（保全すべき種）欄には、選定した種を●で示した。保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p.526 参照）に示すとおりである。

ｴ) 魚類の確認状況

現地調査の結果、1 目 1 科 1 種の魚類が確認された。確認種は表 10.9-11 に示すとおりである（調査結果の詳細は資料編 p. 183 参照）。

調査範囲において、魚類の生息環境はほとんどなく、計画地の水路（地点 S1）及び計画地下流側の石川川（地点 S3、S4）において、モツゴが確認されたのみであった。地点 S2 では魚類は確認されなかった。

なお、計画地内の水域として、溜池跡の湿地が存在するが、魚類の確認はなかった。常に湛水している状態ではないことが理由として考えられる。

表 10.9-11　魚類の確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認位置		調査季				備考	
				計画地	周辺	春季	夏季	秋季	冬季	外来種	保全すべき種
1	コイ	コイ	モツゴ	○	○		○	○			
－	1目	1科	1種	1種	1種	0種	1種	1種	0種	0種	0種

注 1）春季：令和4年5月10日(火)、夏季：令和4年8月8日(月)、秋季：令和4年9月21日(水)、冬季：令和5年1月19日(木)～20日(金)
注 2）目名、科名、種名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。
注 3）備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）
特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）
緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、
他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）
注 4）保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p. 526 参照）に示すとおりである。

ｵ) 昆虫類の確認状況

現地調査の結果、16 目 204 科 887 種の昆虫類が確認された（資料編 p. 184～197 参照）。目別の確認科数及び種数は表 10.9-12 に、生息環境別の主な確認種は表 10.9-13 に示すとおりである。

調査範囲に広く分布する畑地や乾性草地等の畑環境ではクルマバッタモドキ、オオヨコバイ、ナナホシテントウ、モンシロチョウ等が確認された。その他、水田や水路等の水田環境ではアジアイトトンボ、アメンボ、コシマゲンゴロウ等が、屋敷林等の樹林環境ではミンミンゼミ、カブトムシ、ミカドオオアリ等が、住宅周辺ではアミメアリ、ヤマトシジミ等が確認された。

ライトトラップでは 9 目 53 科 109 種が確認され、畑環境ではアオドウガネ等、水田環境ではヨツモンコミズギワゴミムシ等、樹林環境ではモリチャバネゴキブリ等が確認された（資料編 p. 198～199 参照）。

ベイトトラップでは 7 目 39 科 134 種が確認され、オオヒラタシデムシ等が調査範囲で広く確認された他、畑環境ではクロナガアリ等が、水田環境でアオゴミムシ等が、樹林環境でコカブトムシ、アメイロケアリ等が確認された（資料編 p. 200～201 参照）。

表 10.9-12　目別の確認科数及び種数

No.	目名	科数	種数
1	トンボ	4	13
2	ゴキブリ	2	3
3	カマキリ	1	4
4	シロアリ	1	1
5	バッタ	12	30
6	ナナフシ	1	1
7	ハサミムシ	1	2
8	チャタテムシ	5	7
9	カメムシ	45	161
10	アミメカゲロウ	3	8
11	コウチュウ	57	393
12	ハチ	20	87
13	シリアゲムシ	1	1
14	ハエ	25	74
15	トビケラ	3	5
16	チョウ	23	97
合計	16 目	204 科	887 種

注）種の同定に至らず、属の一種又は科の一種として記録したものについては、同じ属又は科の種が確認された場合は種数に計上せず、同じ属又は科の種が確認されていない場合は種数に計上した。

表 10.9-13　生息環境別の主な確認種

主な生息環境		主な確認種
樹林環境	屋敷林、竹林等	モリチャバネゴキブリ、ハラビロカマキリ、ナナフシモドキ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、クロツヤヒラタゴミムシ、ノコギリクワガタ、カブトムシ、ミカドオオアリ、アメイロケアリ、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ等
水田環境	水田、水路等	アジアイトトンボ、コオニヤンマ、シオカラトンボ、コバネイナゴ、アメンボ、コシマゲンゴロウ、ヒメガムシ、ミナミカマバエ、コガタシマトビケラ、イチモンジセセリ等
畑環境	畑地、放棄耕作地、路傍・空地等	クルマバッタモドキ、オオヨコバイ、マルカメムシ、セアカヒラタゴミムシ、ナナホシテントウ、クロナガアリ、シオヤアブ、モンシロチョウ等
市街地等	緑の多い住宅地、法面・人工草地、植栽帯等	ツヅレサセコオロギ、ヨコヅナサシガメ、ヒメマルカツオブシムシ、アミメアリ、クマバチ、ヤマトシジミ等

ｶ) 底生動物

現地調査の結果、5 門 8 綱 20 目 42 科 84 種の底生動物が確認された。確認種一覧は、 表 10.9-14(1)～(2)に示すとおりである（資料編 p.202～203 参照）。

調査範囲を流れる水路はいずれもコンクリートで三面護岸されて堆積物も少なく、底生動物の多い環境ではなかったが、計画地内を北西から南東方向に流れる水路にのみ砂泥が堆積し、ヒメホテイアオイ等の水草が生育する箇所があった。確認種としてはサカマキガイ、ミズムシ(甲)、カワリヌマエビ属及びユスリカ類が全体として多く、一部砂泥が堆積した箇所ではドブシジミ等が見られた。また、条件付特定外来生物であるアメリカザリガニが調査範囲の水路や湿地で確認された。

表 10.9-14(1)　底生動物確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	確認位置		調査季				備考	
					和名	計画地	周辺	春季	夏季	秋季	冬季	外来種	保全すべき種
1	扁形動物	有棒状体	三岐腸	サンカクアタマウズムシ	アメリカツノウズムシ	○	○		○	○	○	国外	
2	紐形動物	有針	ハリヒモムシ	マミズヒモムシ	ミミズヒモムシ属	○	○		○	○	○		
3	軟体動物	腹足	新生腹足	エゾマメタニシ	エゾマメタニシ科	○				○			
4			汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ	○				○		国外	●
5					ヒメモノアラガイ	○	○	○	○	○	○		
－					モノアラガイ科	○	○	○	○	○	○		
6				サカマキガイ	サカマキガイ	○	○	○	○	○	○	国外	
7				ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	○			○	○			●
8					ヒロマキミズマイマイ	○	○	○	○	○	○	国外	
－					ヒラマキガイ科	○			○	○			
9				カワコザラガイ	カワコザラガイ属		○				○		
10		二枚貝	マルスダレガイ	マメシジミ	マメシジミ属	○	○	○	○	○	○		
11				ドブシジミ	ドブシジミ	○	○	○	○	○	○		●
12	環形動物	ミミズ	ナガミミズ	ナガミミズ	ナガミミズ科		○		○				
13			イトミミズ	ミズミミズ	エラミミズ	○	○		○	○	○		
14					ヤドリミズミミズ属		○				○		
15					ウチワミミズ属	○	○	○	○				
16					モトムラユリミミズ	○					○		
17					ユリミミズ	○	○	○	○	○	○		
18					ナミミズミミズ	○	○	○			○		
－					ミズミミズ科	○	○	○	○	○	○		
19			ツリミミズ	フトミミズ	フトミミズ科	○	○	○	○	○	○		
－				－	ツリミミズ目		○		○	○			
20		ヒル	吻蛭	ヒラタビル	ヌマビル	○	○	○	○		○		
－					ヒラタビル科	○			○				
21			吻無蛭	ナガレビル	ナガレビル科	○	○	○	○	○	○		
22	節足動物	軟甲	ヨコエビ	ハマトビムシ	ハマトビムシ科	○	○		○	○	○		
23				メクラヨコエビ	メクラヨコエビ属		○			○			
24			ワラジムシ	ミズムシ（甲）	ミズムシ（甲）	○	○	○	○	○	○		
25			エビ	ヌマエビ	シナヌマエビ	○	○	○	○	○	○	国外	
－					カワリヌマエビ属	○	○	○	○	○	○		
26				アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	○	○	○	○	○	○	条特/緊急	
27		昆虫	カゲロウ（蜉蝣）	コカゲロウ	サホコカゲロウ	○	○	○	○	○			
28					フタモンコカゲロウ		○				○		
29					フタバカゲロウ属	○			○		○		
30					ウスイロフトヒゲコカゲロウ	○	○	○	○	○	○		
31					ウデマガリコカゲロウ		○	○	○		○		
32			トンボ（蜻蛉）	イトトンボ	アジアイトトンボ	○					○		
－					アオモンイトトンボ属	○		○		○	○		
33					クロイトトンボ属	○			○				
34				ヤンマ	クロスジギンヤンマ	○			○				
35					ギンヤンマ	○				○			
－					ギンヤンマ属	○				○	○		
36				サナエトンボ	コオニヤンマ		○		○				
37				トンボ	シオカラトンボ	○	○	○	○	○	○		
38					ウスバキトンボ	○			○				
39			カワゲラ（セキ翅）	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ属		○	○	○	○	○		
40			カメムシ（半翅）	アメンボ	アメンボ	○	○		○	○			
41					ヒメアメンボ	○		○					
42					シマアメンボ		○		○				
－					アメンボ科	○	○		○	○			
43				カタビロアメンボ	ナガレカタビロアメンボ	○			○	○			
44			トビケラ（毛翅）	シマトビケラ	コガタシマトビケラ	○	○	○	○	○	○		
－					コガタシマトビケラ属	○	○		○	○	○		
45				クダトビケラ	クダトビケラ属	○	○				○		
46				ヒメトビケラ	ヒメトビケラ属	○	○	○	○	○	○		
47				カクツツトビケラ	カクツツトビケラ属	○	○	○	○	○	○		
48				ヒゲナガトビケラ	アオヒゲナガトビケラ属	○	○		○	○	○		
49			ハエ（双翅）	ヒメガガンボ	ウスバガガンボ属		○		○		○		
－					ヒメガガンボ科	○			○				
50				ガガンボ	ガガンボ属	○	○		○				
51				チョウバエ	ハマダラチョウバエ属	○	○			○	○		
52					チョウバエ属	○	○				○		
53				ユスリカ	ダンダラヒメユスリカ属	○			○				
54					ケブカエリユスリカ属		○	○					
55					ハダカユスリカ属		○				○		
56					ユスリカ属	○	○	○	○	○	○		
57					トラフユスリカ属	○	○	○	○	○	○		
58					ツヤユスリカ属		○	○					
59					カマガタユスリカ属	○	○		○		○		
60					フユユスリカ属	○	○				○		
61					ムナトゲエリユスリカ属		○	○					
62					ボカシヌマユスリカ属	○	○	○			○		
63					ツヤムネユスリカ属		○		○				
64					トゲヤマユスリカ属		○	○			○		
65					モンヌマユスリカ属		○				○		
66					エリユスリカ属	○	○	○			○		
67					ニセケバネエリユスリカ属		○	○			○		
68					カワリユスリカ属	○	○	○	○	○	○		
69					ハモンユスリカ属	○	○	○	○	○	○		
70					カモヤマユスリカ		○				○		
71					カユスリカ属	○			○	○	○		
72					ナガレツヤユスリカ属	○	○	○	○	○			
73					ウスギヌヒメユスリカ属	○	○	○	○		○		
74					ナガレユスリカ属	○	○	○	○	○	○		
75					アシマダラユスリカ属	○			○				
76					ヒゲユスリカ属	○	○	○	○	○	○		
77					ヌカユスリカ属	○	○	○			○		
－					ユスリカ科	○	○	○	○	○	○		

表 10.9-14(2)　底生動物確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	確認位置		調査季				備考	
					和名	計画地	周辺	春季	夏季	秋季	冬季	外来種	保全すべき種
78	節足動物	昆虫	ハエ（双翅）	カ	ヤブカ属	○				○			
79					ナミカ属	○	○				○		
80				ブユ	アシマダラブユ属		○	○					
81				ミズアブ	Allognosta属	○	○		○	○			
－					ミズアブ科		○		○	○			
82			コウチュウ（鞘翅）	ゲンゴロウ	コシマゲンゴロウ	○				○			
83				コツブゲンゴロウ	コツブゲンゴロウ	○			○				
84				ガムシ	ヒメガムシ	○			○				
合計	5門	8綱	20目	42科	84種	65種	65種	41種	54種	43種	55種	6種	3種

注 1）春季：令和4年5月10日(火)、夏季：令和4年8月8日(月)、秋季：令和4年9月21日(水)、冬季：令和5年1月19日(木)～20日(金)
注 2）目名、科名、種名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。
注 3）種の同定に至らず、属の一種又は科の一種として記録したものについては、同じ属又は科の種が確認された場合は種数に計上せず、同じ属又は科の種が確認されていない場合は種数に計上した。種数に計上しない場合、№の欄は「－」と表示した。
注 4）備考（外来種）欄には、以下の文献による指定種及び掲載種を掲げた。
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月、法律第 78 号）
特外：特定外来生物、要緊急対処：要緊急対処特定外来生物、条特：条件付き特定外来生物
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成 27 年 3 月、環境省報道発表資料）
緊急：総合対策外来種（緊急対策外来種）、重点：総合対策外来種（重点対策外来種）、
他総合：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）、産業：産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）
「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 特定外来生物等リスト」（令和 7 年 10 月更新、国土交通省）
国外：その他の国外外来種（おおよそ明治以降に人為的影響により侵入したと考えられる国外由来の動植物）
注 5）備考（保全すべき種）欄には、選定した種を●で示した。保全すべき種の選定基準及びカテゴリーは、表 10.9-15（p.526 参照）に示すとおりである。

② 保全すべき種の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査による保全すべき種の状況は、「③その他の予測・評価に必要な事項 (ｱ) ｱ) a 広域的な動物相及び保全すべき種（貴重な動物）の分布の状況」（p.537 参照）に示すとおりである。

(ｲ) 現地調査

確認された保全すべき種の一覧は表 10.9-15 に、確認個体の写真は写真 10.9-1(1)～(5)に示すとおりである。

現地調査の結果、5 分類群 27 種の保全すべき種が確認された。

哺乳類が 0 種、鳥類が 13 種、爬虫類 4 種、両生類 1 種、昆虫類 6 種及び底生動物 3 種であった。

確認位置は、図 10.9-2～図 10.9-7 に示すとおりである。猛禽類調査の結果は、資料編 p.204～219 に示すとおりである（ただし、保全すべき種の保全の観点から非公開とする）。

保全すべき種の一般生態及び確認状況は、予測結果とあわせて表 10.9-21(1)～(25)に示すとおりである。

表 10.9-15　確認された保全すべき種一覧

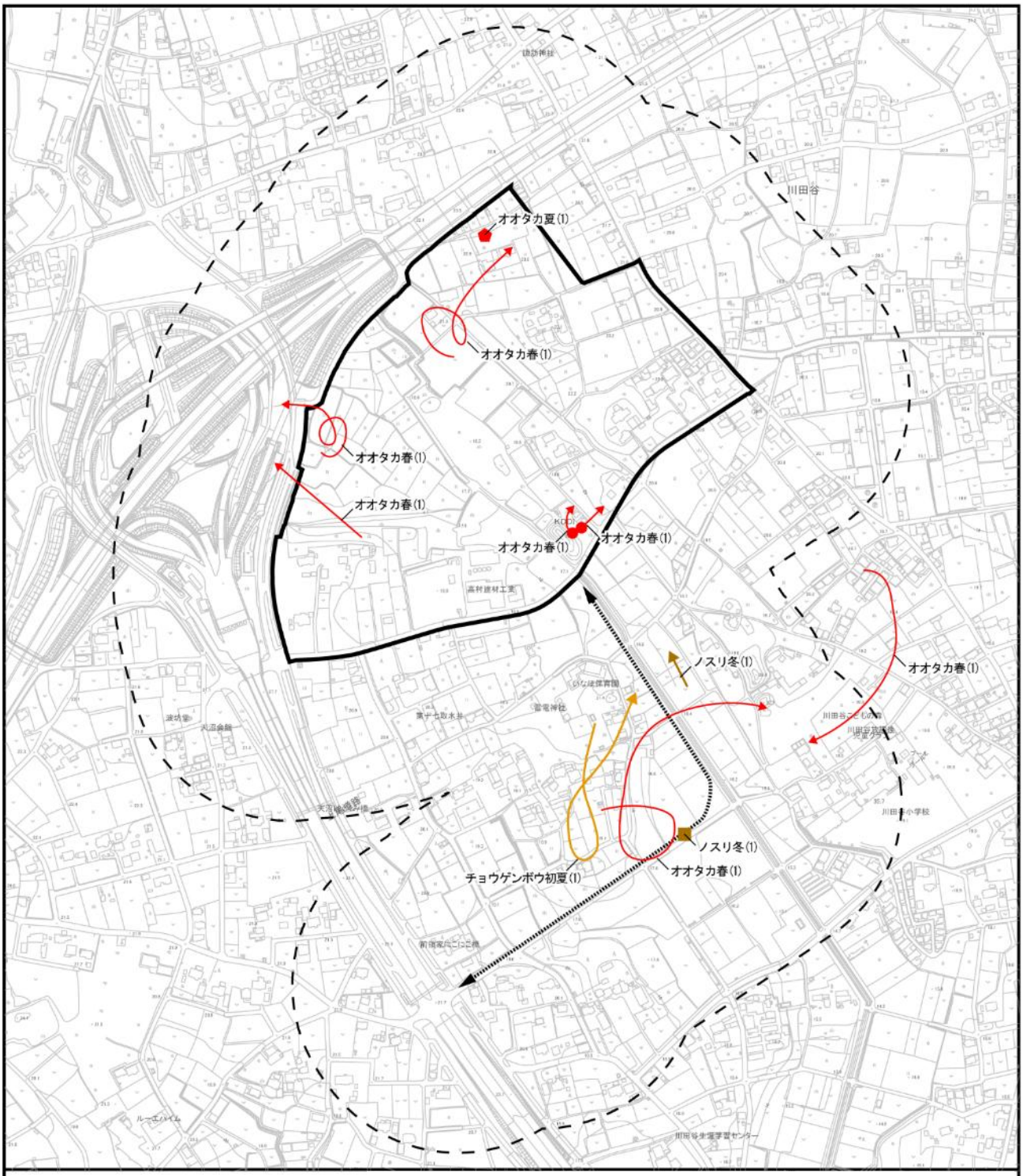
No.	分類群	種名	確認位置			選定基準								調査季					
			計画地	アクセス道路	周辺	①	②	③	④ 荒川以西 繁殖鳥（鳥類のみ）	④ 荒川以西 越冬鳥（鳥類のみ）	④ 大宮台地 繁殖鳥（鳥類のみ）	④ 大宮台地 越冬鳥（鳥類のみ）	⑤	早春季	春季	初夏季	夏季	秋季	冬季
1	鳥類	ハチクマ			○			DD	EX						○				
2		ツミ	○	○	○					NT2		NT2		○	○	○	○	○	
3		ハイタカ	○	○	○			NT		VU		VU		○	○			○	○
4		オオタカ	○	○	○			NT	VU	NT2	VU	NT2		○	○	○	○	○	○
5		サシバ	○		○			VU	CR		EX			○	○		○	○	
6		ノスリ	○	○	○				DD	NT2	DD	NT2		○				○	○
7		カワセミ	○		○				LP		LP				○	○			
8		チョウゲンボウ	○	○	○				NT2		NT2			○	○	○	○	○	○
9		ハヤブサ	○		○		国内	NT		VU		VU		○			○	○	○
10		オナガ						NT										○	○
11		オオヨシキリ	○						NT2		NT2				○				
12		ホオジロ	○		○				NT2		NT2					○	○		○
13		カシラダカ						EN											○
14	爬虫類	ヒガシニホントカゲ		○	○				NT2		NT1						○	○	
15		ニホンカナヘビ	○		○						NT2				○		○		
16		アオダイショウ	○						NT2		NT1							○	
17		ヒバカリ	○						NT2		VU					○	○	○	
18	両生類	トウキョウダルマガエル	○					NT	NT1		VU							○	
19	昆虫類	ヒナバッタ			○				VU		VU					○			
20		ハネナガイナゴ			○				VU		EN						○		
21		アリヅカウンカ	○						NT1									○	
22		リンゴクロカスミカメ	○		○			NT							○				
23		コガムシ	○		○			DD								○	○		
24		コチャバネセセリ	○						NT2		NT2				○				
25	底生動物	コシダカヒメモノアラガイ	○					DD										○	
26		ヒラマキミズマイマイ	○					DD	DD		NT2						○	○	
27		ドブシジミ	○		○				NT2		NT2				○		○	○	○
－	5分類群	27種	21種	6種	17種	0種	1種	12種	21種		20種		0種	7種	12種	8種	13種	16種	8種

注 1）種名の配列は、原則として以下の資料に準拠した。
鳥類：「日本鳥類目録 改訂第 7 版 2012」（平成 24 年 9 月、日本鳥類学会）
爬虫類・両生類：「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和 4 年 11 月改訂、日本爬虫類両棲類学会）に準拠した。
昆虫類：「日本産野生生物目録―本邦産野生動植物の種の現状―(無脊椎動物編Ⅱ)」（平成 7 年 4 月、環境庁編）
底生動物：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）

注 2）選定基準及びカテゴリーは以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月、法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月、法律第 75 号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、
特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
③「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月、環境省）、
「環境省第5次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)」（令和8年3月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）（地帯区分は荒川以西、大宮台地）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT1：準絶滅危惧 1 型、
NT2：準絶滅危惧 2 型、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤「埼玉県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 12 年 3 月、条例第 11 号）
希少：県内希少野生動植物種

注 3）早春季：3 月、春季 4～5 月前半、初夏季：5 月後半～6 月、夏季：7～8 月、秋季：9～11 月、冬季：12～2 月
灰色で塗りつぶした欄は、当該季に当該分類群の調査を実施していないことを示す。

注 4）確認位置は図 10.9-2～図 10.9-7（猛禽類調査結果は、資料編 p.204～219 参照）に示す。



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

動物調査範囲（猛禽類調査を除く）
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

確認地点
- オオタカ
- ノスリ
- チョウゲンボウ

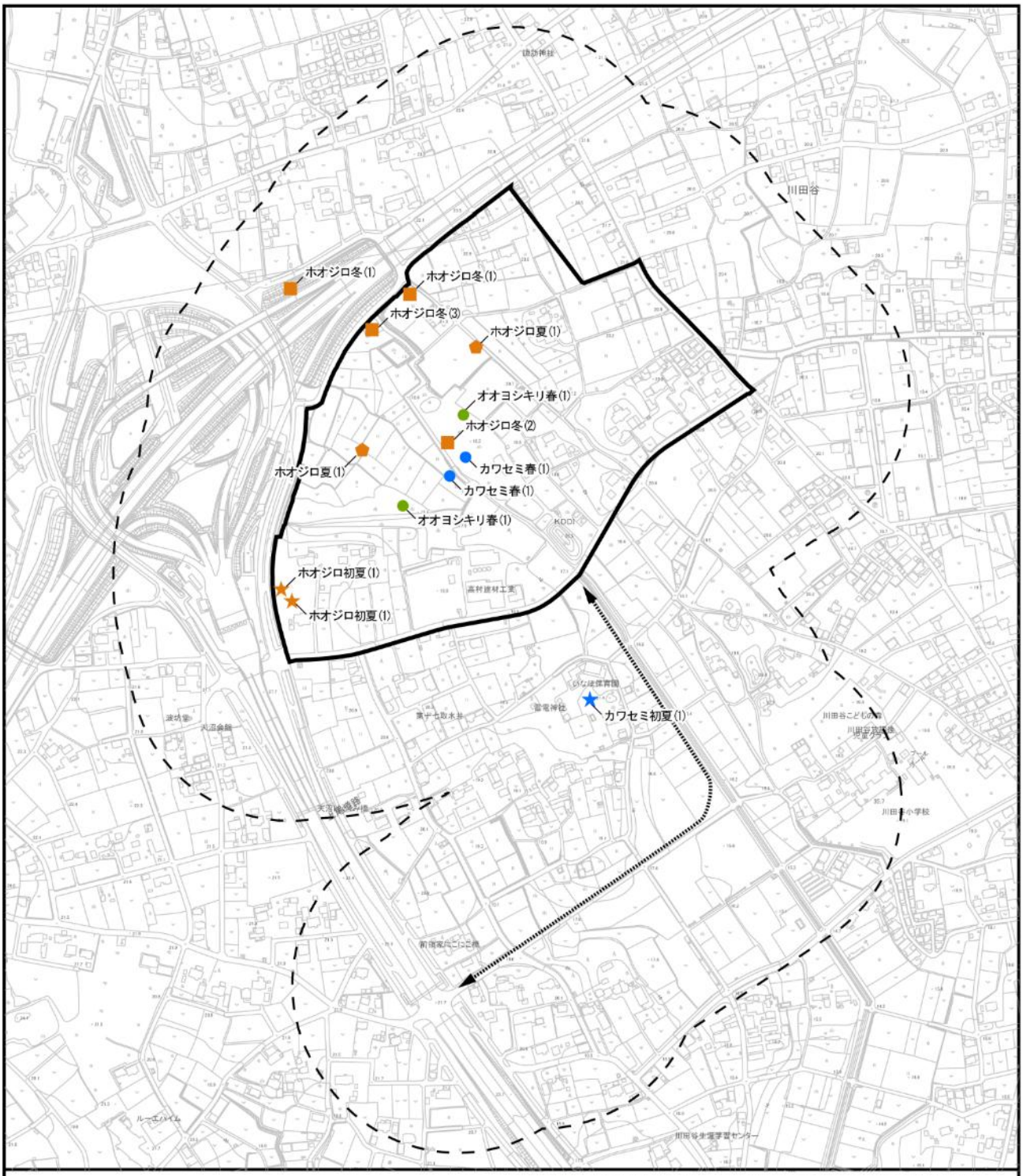
調査季
- 早春季
- 春季
- ★ 初夏季
- 夏季
- ▲ 秋季
- ■ 冬季

()内には同一地点での同時確認数を示した。

図 10.9-2　保全すべき種の確認位置
（鳥類（全般）オオタカ、ノスリ及びチョウゲンボウ）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

動物調査範囲（猛禽類調査を除く）
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

確認地点
- カワセミ
- オオヨシキリ
- ホオジロ

調査季
- 早春季
- 春季
- 初夏季
- 夏季
- 秋季
- 冬季

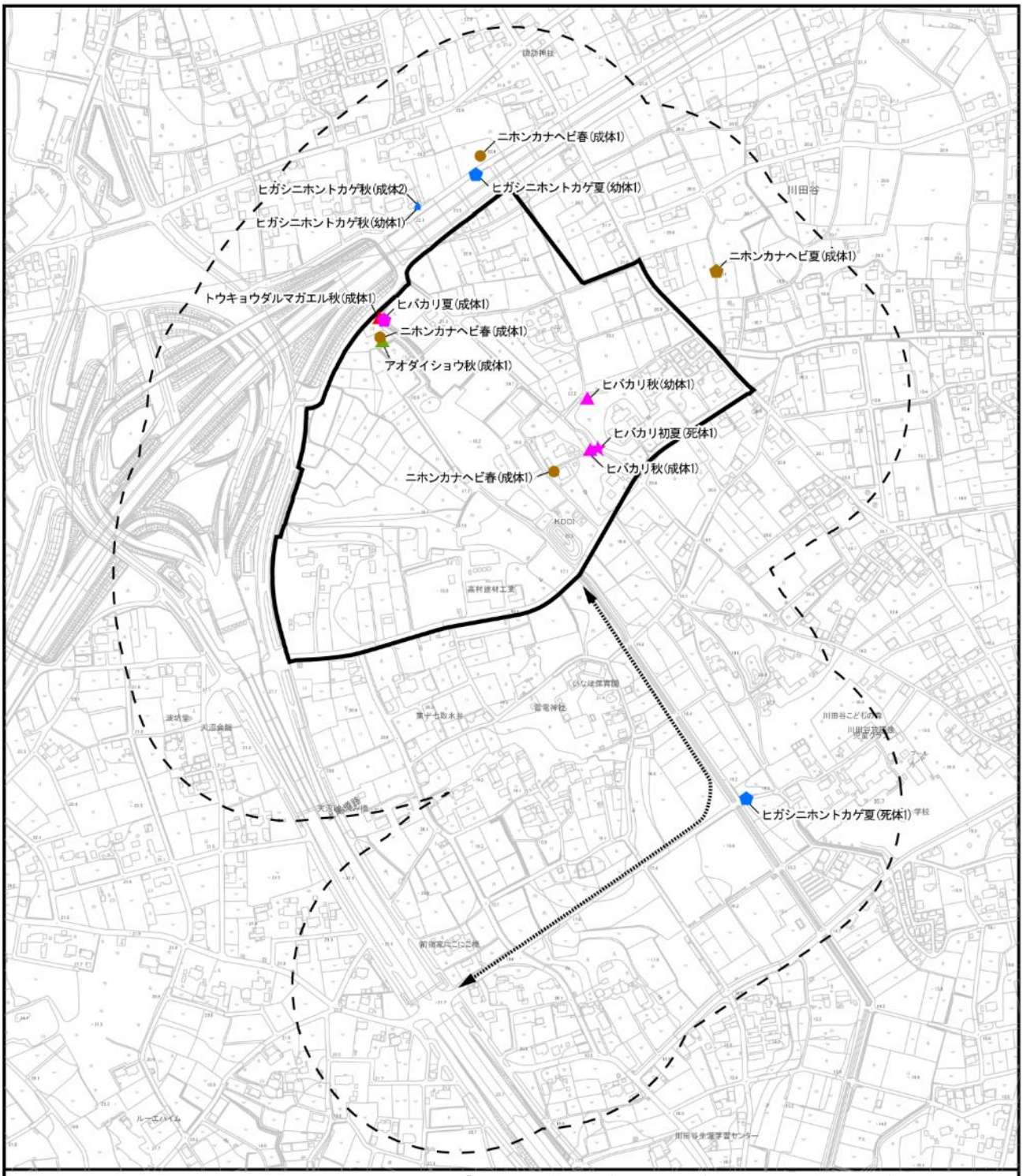
()内には同一地点での同時確認数を示した。

注）オナガ及びカシラダカは、現地調査時点では保全すべき種に該当していなかったため、位置図の記録はない。

図 10.9-3　保全すべき種の確認位置
（鳥類（全般）カワセミ、オオヨシキリ及びホオジロ）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

動物調査範囲（猛禽類調査を除く）
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

確認地点
- ヒガシニホントカゲ
- ニホンカナヘビ
- アオダイショウ
- ヒバカリ
- トウキョウダルマガエル

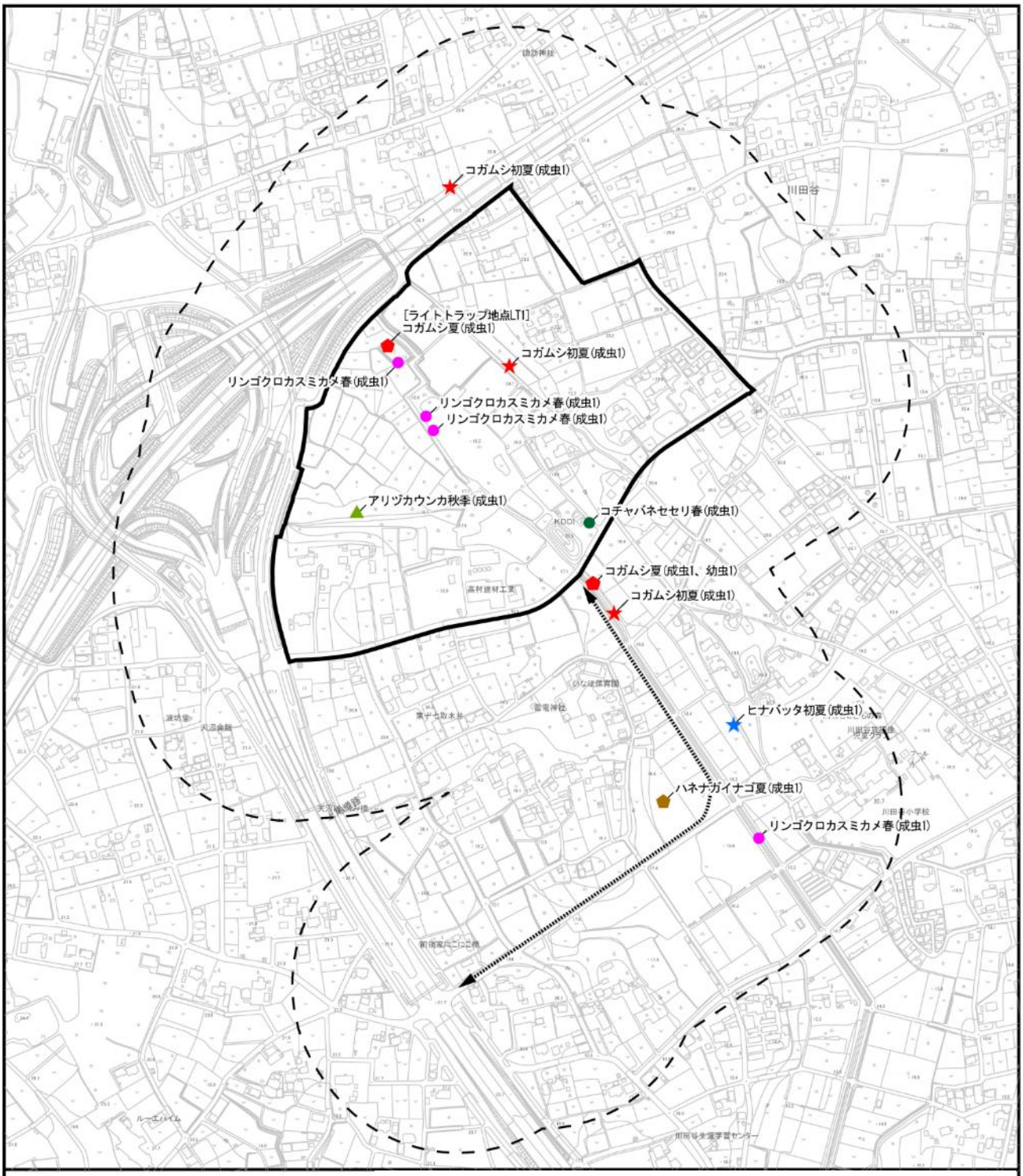
調査季
- 春季
- 初夏季
- 夏季
- 秋季

()内には同一地点での同時確認数を示した。

図 10.9-4　保全すべき種の確認位置（爬虫類・両生類）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

動物調査範囲（猛禽類調査を除く）
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

確認地点
- ヒナバッタ
- ハネナガイナゴ
- アリヅカウンカ
- リンゴクロカスミカメ
- コガムシ
- コチャバネセセリ

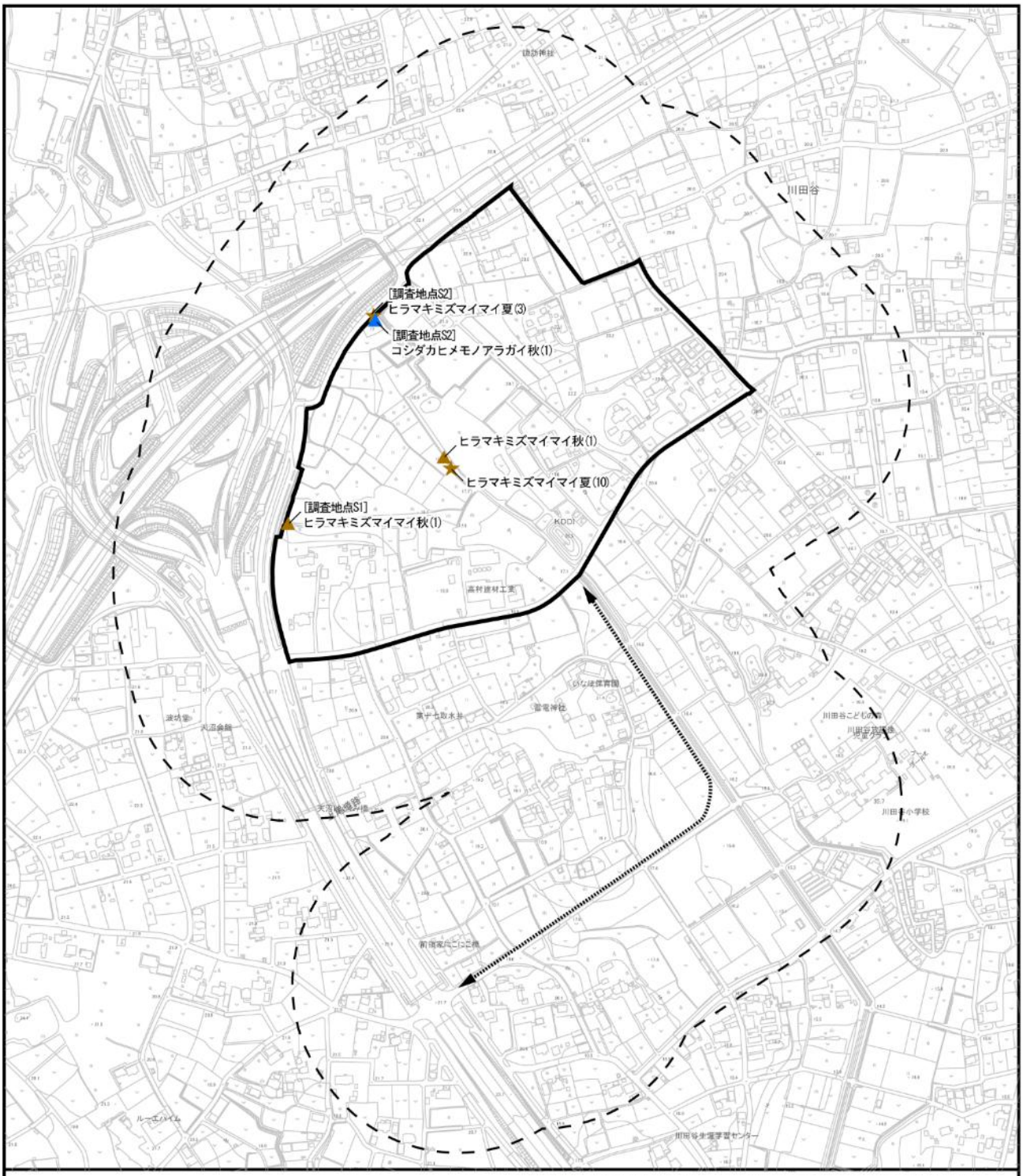
調査季
- 春季
- 初夏季
- 夏季
- 秋季

()内には同一地点での同時確認数を示した。

図 10.9-5　保全すべき種の確認位置（昆虫類）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

動物調査範囲（猛禽類調査を除く）
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

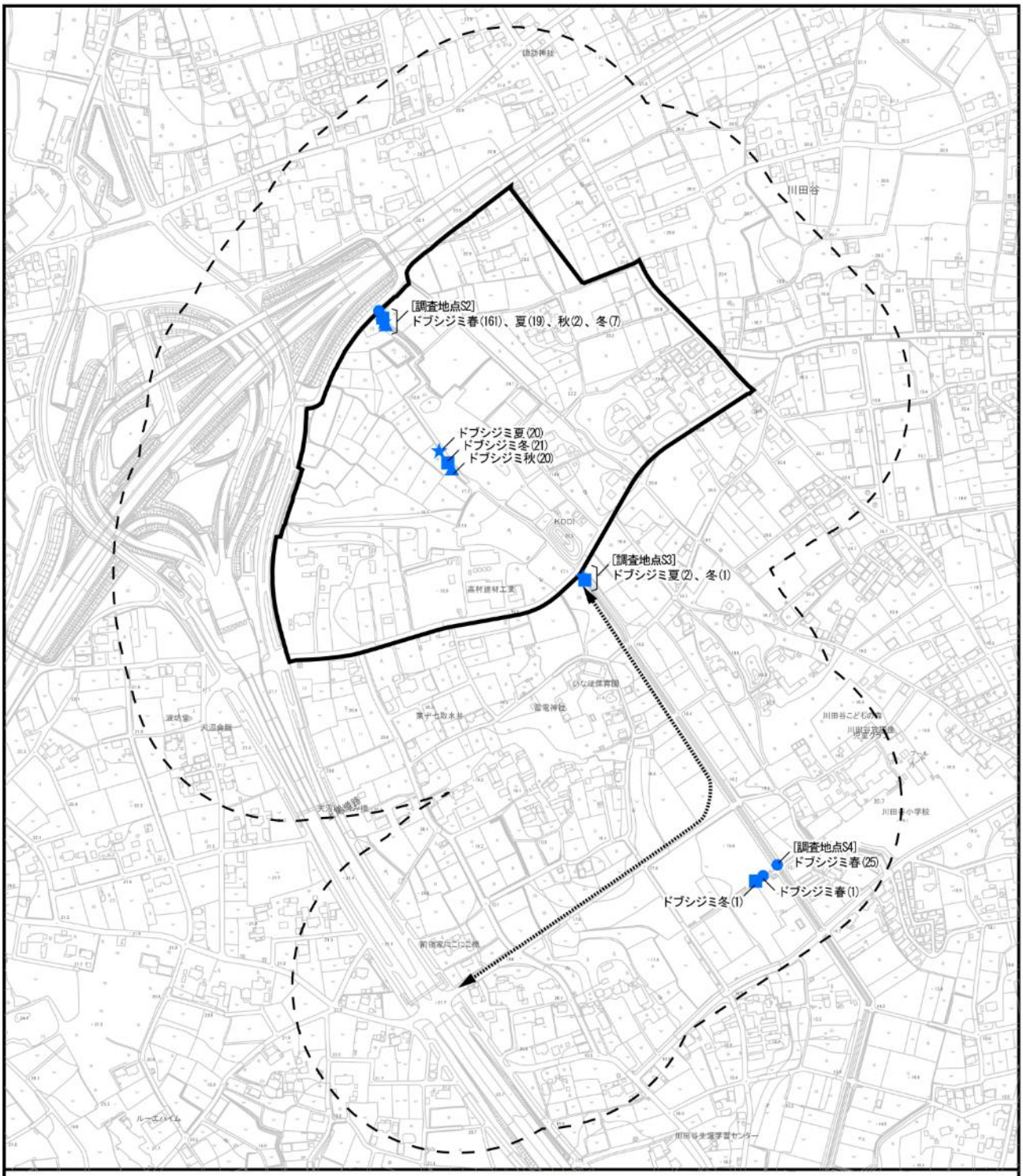
確認地点　　調査季
● コシダカヒメモノアラガイ　★ 初夏季
● ヒラマキミズマイマイ　▲ 秋季

()内には同一地点での同時確認数を示した。

図 10.9-6　保全すべき種の確認位置
（底生動物（コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ））

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

動物調査範囲（猛禽類調査を除く）
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

確認地点
● ドブシジミ

調査季
● 春季
★ 初夏季
▲ 夏季
■ 冬季

()内には同一地点での同時確認数を示した。

図 10.9-7　保全すべき種の確認位置（底生動物（ドブシジミ））

1：7，500
0　50　100　200m

N

ハチクマ



サシバ



ツミ



ノスリ



ハイタカ



チョウゲンボウ



オオタカ



ハヤブサ



注）現地で撮影したカワセミ、オオヨシキリ、ホオジロの写真は無い。

写真 10.9-1(1)　保全すべき種（鳥類）の確認状況

ヒガシニホントカゲ



アオダイショウ



ニホンカナヘビ



ヒバカリ



写真 10.9-1(2)　保全すべき種（爬虫類）の確認状況

トウキョウダルマガエル



写真 10.9-1(3)　保全すべき種（両生類）の確認状況

ヒナバッタ



リンゴクロカスミカメ



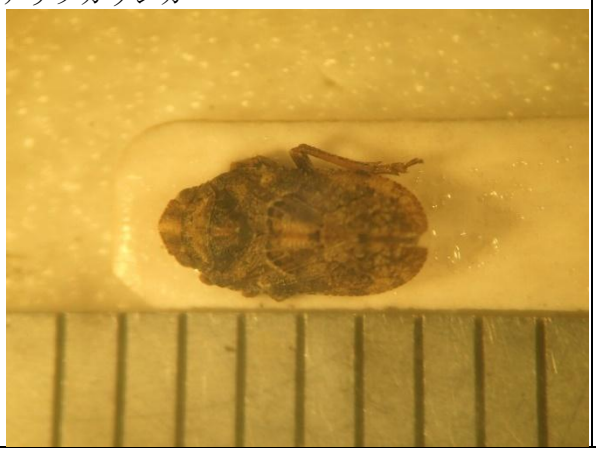
ハネナガイナゴ



コガムシ



アリヅカウンカ

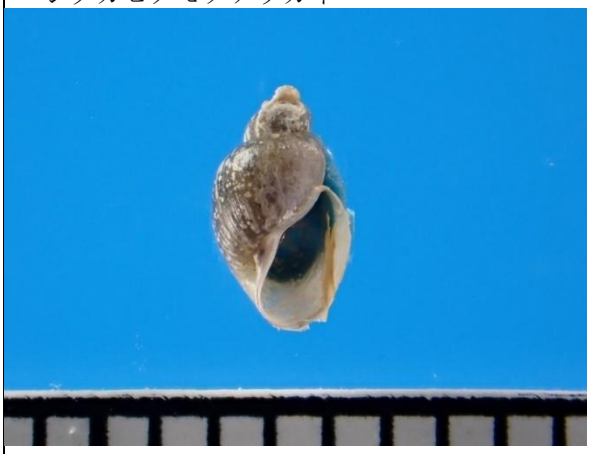


コチャバネセセリ



写真 10.9-1(4)　保全すべき種（昆虫類）の確認状況

コシダカヒメモノアラガイ



ドブシジミ



ヒラマキミズマイマイ

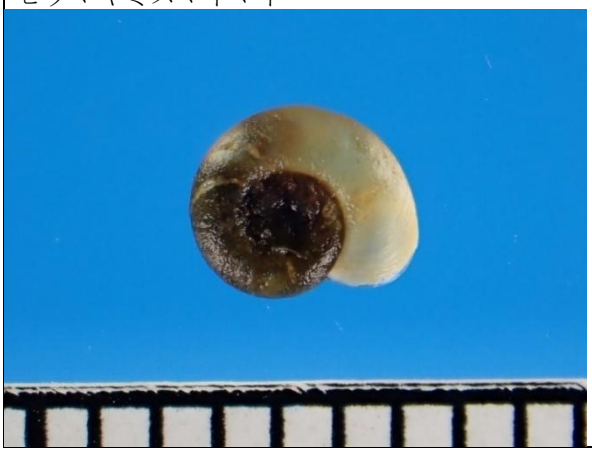


写真 10.9-1(5)　保全すべき種（底生動物）の確認状況

③ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 広域的な動物相等の状況

ｱ) 既存資料調査

a 広域的な動物相及び保全すべき種（貴重な動物）の分布の状況

広域的な動物相及び保全すべき種（貴重な動物）の分布の状況は、「第 3 章　地域の概況（5）1）①動物相の状況、②貴重な動物の分布状況」（p.120～128 参照）に示したとおりである。

b 過去の動物相の変遷及び地域住民その他の人との関わりの状況

a) 埼玉県低地帯における状況

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第 4 版）」によると、計画地の位置する低地帯における環境の変化と動物相の変遷は以下のとおりである。

1970 年代以降、首都圏での急速な都市化の進展に伴い、低地帯や台地・丘陵帯から多くの自然が失われてきた。我が国のレッドデータブックに掲載される野生生物には、かつて低地帯から丘陵帯で普通に見られた野生生物も多い。

山林や土手等の陸地環境と水田や湧水等の湿地環境が混在する谷戸田は、水生生物や水鳥等多くの野生生物の貴重な生息地であるが、谷戸田の多くが放棄され、乾燥化、樹林化が進み、その環境が失われつつある。また、圃場整備により、用水の改修が進み、生物が繁殖するための貴重な土の水路が激減している。

雑木林は薪炭林や農用林として利用され、管理・維持されてきた二次的な自然環境であるが、昭和 30 年代以降の生活様式の変化とともに、雑木林は管理されなくなり遷移が進んだ。アズマネザサが繁茂し、クヌギやコナラ等の落葉広葉樹林から次第に、スダジイやカシ類が優占する常緑広葉樹林へと変化し、林床が暗くなり、林床植物が減少・変化し、それらに依存する動物相も変化することとなった。

b) 計画地及び周辺の変遷の状況

空中写真の整理による計画地及び周辺の土地の履歴の状況は、表 10.9-16(1)～(2)に示すとおりである。

昭和 30 年代の計画地及び周辺は、台地部は主に畑と屋敷林、低地部は主に水田となっており、計画地内の南西部には溜池が確認される。「桶川市史 第八巻 自然地誌編」によると、昭和 30 年代まで川田谷地区の水田は、ツミ田と呼ばれる直播の稲作を行う湿田であり、用水は主に天水（雨水）や湧水を用い、不足分は井戸水を利用した。収穫時期に完全に水が落ちないため、刈り取った稲は田舟等に乗せ、まとまったところで畦に上げていたという。

計画地では、昭和 46～47 年頃に計画地中央部の谷戸が産業廃棄物埋設地として埋立てられた。また、平成 10 年頃には溜池の上流部は埋立てられ、平成 18 年には工場が立地している。

計画地下流の石川川（石川幹線排水路）は、平成 8 年頃から、川田谷北部土地改良区の排水路として開水路（三面護岸）として整備され、農地整備は平成 15 年に行われた。計画地

は土地改良区の対象地ではないが、計画地内の水路は、平成 24～25 年度に開水路（三面護岸）の整備が行われた。計画地内の水田も乾田化されている。

平成 27 年度に計画地の北側に隣接して圏央道が開通し、平成 28 年度に計画地の西側に隣接して、上尾道路 I 期区間が開通した。

計画地の現在の土地利用は、台地部の大部分は農地と屋敷林であるが、住宅や工場、資材置場の宅地も増えている。また、低地部も主として農地であるが、水田は乾田化され、畑地として利用されている区画もある。一方で管理放棄によりヨシ等の湿性草地、埋立てにより乾性草地となった範囲もある。

このような土地利用の変遷により、計画地及び周辺の動物相にも変化があったものと推察される。「① 動物相の状況 (ｲ)現地調査」(p. 517～525 参照)に示したとおり、現地調査において、湧水のある環境を生息環境とする種は確認されず、水域を主要な生息環境とする両生類、魚類及び底生動物の確認は少ない。一方で、猛禽類の確認は多く、オオタカの営巣地が複数確認されていることは、農耕地や樹林地の総量が大きく減少していないことを反映していると考えられる。また、移動に関しては、圏央道と上尾道路による陸上歩行性及び徘徊性の小動物の移動障害及び三面護岸水路によるカエル類の移動障害が生じている可能性がある。

表 10.9-16(1)　土地の履歴

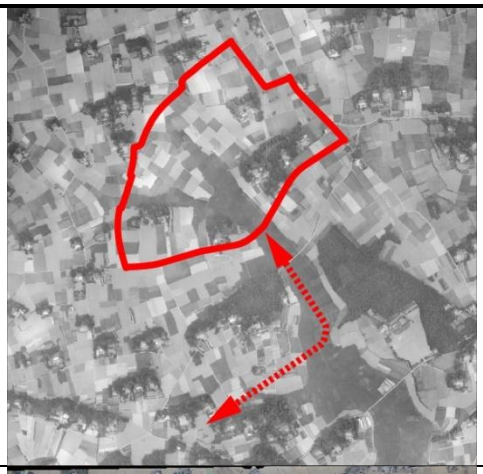
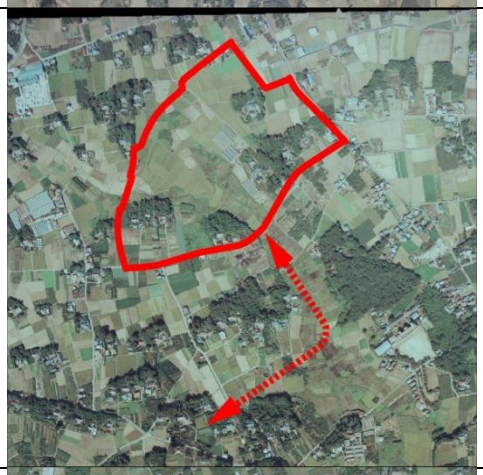
年次	空中写真	備考
昭和 36 年		台地部は主に畑と屋敷林、低地部は主に水田となっている。 計画地の南西部に溜池（水面）が存在する。
昭和 49 年		計画地内北東側に送電線鉄塔が建設された。 計画地内中央部に温室が建設された。 計画地中央部の谷戸に産業廃棄物が埋設された（昭和 46～47 年頃）。 計画地周辺に住宅地が増えた。
昭和 59 年		計画地内中央部の温室の数が増加した。 溜池は水面が確認できない。
平成 2 年		計画地内中央部の温室の数が増加した。 屋敷林の木竹が成長している。

表 10.9-16(2)　土地の履歴

年次	空中写真	備考
平成 10 年		計画地内の市道 65 号線沿いに工場敷地と工場建物が存在する。 住宅地が増える。 下流から石川川（石川幹線排水路）の整備が進められている。
平成 19 年		アクセス道路予定地沿いで農地整備が行われ、石川川（石川幹線排水路）と市道 1537 号線が整備された。
平成 25 年		計画地の北側に隣接して圏央道、計画地の西側に隣接して、上尾道路の建設が始まった。 計画地内の市道 65 号線沿いの工場敷地の資材置き場が拡大した。 計画地南側に携帯アンテナ塔が建設された。 平成 24～25 年度に計画地内の水路の改修が行われた。
令和元年		平成 27 年度に、計画地の北側に隣接して圏央道が開通した。 平成 28 年度に、計画地の西側に隣接して、上尾道路Ⅰ期区間が開通した。

資料：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院ホームページ）

(ｲ) オオタカの繁殖状況

ｱ) 既存資料調査

a オオタカの営巣地の分布と繁殖状況

a) オオタカの県営巣登録地

オオタカの県営巣登録地のデータによると、計画地から 1.5km 以内に県営巣登録地が 3 か所（令和 4 年 2 月、埼玉県環境部みどり自然課へヒアリング)、計画地から 1.5km 以上離れて 2 か所（令和 5 年 5 月、埼玉県環境科学国際センターへヒアリング）存在している。

b)「埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議」議事録

計画地の北側に隣接する圏央道の建設に際し設立された「埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議」（前身は埼玉圏央道オオタカ等保護対策検討委員会）議事録によると、圏央道工事前から開通後の平成 29 年度までの調査結果が報告されている。

議事録によると、本事業の調査範囲にも埼玉圏央道の調査地が設けられており、着手前の平成 15～18 年度、着工後の 20 年度、22 年度、23 年度及び開通（平成 27 年度）後の平成 29 年度に、いずれかの営巣地で繁殖成功を確認している。なお、平成 23 年度は、営巣地の直近 100m 以内のところで工事（工事範囲は営巣中心域には含まれない）が行われる中で繁殖しているとの記録がある。

平成 29 年度の記録では、本事業の調査範囲を含む調査地で 2 営巣地が確認されており、繁殖成功 1 例（2 羽巣立ち)、繁殖失敗 1 例（求愛・造巣段階）である。

また、本事業の調査範囲外の埼玉内の圏央道の周辺では、平成 29 年度に、オオタカの繁殖成功 1 例(3 羽巣立ち)、繁殖失敗 2 例（抱雛段階 1 例、抱卵段階 1 例）が記録されている。

なお、「埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議」の議事録によると、平成 29 年度の繁殖状況として、埼玉内の圏央道の周辺で、フクロウ（2 羽巣立ち)、ノスリ（抱卵・抱雛段階で失敗）及びチョウゲンボウ（5 羽巣立ち）の営巣が報告されているが、本事業の調査範囲についての報告は無い。

c) 関連資料

令和 5 年の現地調査で繁殖成功を確認した C 営巣地については、C 営巣地が所在する土地に関する資料の中に、平成 12～30 年度のオオタカの繁殖状況についての記録がある。この資料によると、オオタカは平成 12 年度に営巣し、平成 13～30 年度は営巣がなかった。

ｲ) 現地調査

現地調査結果は以下に示すとおりである。ただし、保全すべき種の保全の観点から、図面は非公開とした。

a オオタカの営巣地の分布と繁殖状況

a) 第一繁殖期の調査

第一繁殖期の調査で、猛禽類の調査範囲（計画地及びアクセス道路の境界から約 1.5km の範囲）内にオオタカの営巣地を 2 か所（A、B）確認した。

営巣地の位置は、資料編（p.210 参照）に示すとおりである。

A 営巣地は繁殖に成功し、少なくとも 2 羽の巣立ちを確認した。A 営巣地のペアはオスメス共に成鳥であった。A 営巣地のペアは計画地内の携帯アンテナ塔をとまり場として利用し、狩りを行う等の様子が確認されている。

B 営巣地については巣立ち前後の 7 月以降確認ができなくなり、繁殖に失敗した可能性がある。B 営巣地のペアもオスメス共に成鳥であった。

b) 第二繁殖期の調査

第二繁殖期の調査では、2 営巣地（A、C）を確認した。B 営巣地では営巣が確認されなかった。

営巣地の位置は、資料編（p.211 参照）に示すとおりである。

また、A 営巣地のカメラ監視調査結果は、資料編（p.220～225）に示すとおりである。

A 営巣地周辺では 3 月上旬までの調査でオス成鳥、メス成鳥のディスプレイ飛翔等を確認したが繁殖には至らなかった。3 月末から、オス成鳥、メス昨年巣立ちの若鳥のペアで造巣を開始し、4 月下旬に 2 個産卵したが、5 月に営巣を放棄した。産卵開始以降メスの離巣時間は 30 分以内であったが、産卵から 9 日目に約 1 時間の離巣があり、10 日目に約 6 時間の離巣の後、営巣を放棄した。9 日目のそれまでより長い離巣が、10 日目の営巣放棄の前兆と考えられるが、放棄の原因は特定できなかった。第二繁殖期の A 営巣地のペアが造巣から営巣放棄までの期間に、携帯アンテナ塔をとまり場として利用することはなく、計画地内で狩りを行う様子も確認されなかった。

C 営巣地はオスメス成鳥のペアで繁殖に成功し、少なくとも 2 羽の巣立ちを確認した。C 営巣地は、計画地及びアクセス道路の境界から 1.5km の範囲をやや超えた位置にあるため、第一繁殖期には調査対象としていない。

c) 第三繁殖期の調査

第三繁殖期は、簡易調査として、第二繁殖期までの調査で確認された 3 営巣地における繁殖状況の確認を行った。その結果、A 営巣地及び B 営巣地では繁殖兆候なし、C 営巣地で少なくとも 2 羽の巣立ちを確認した。また B 営巣地の北側に新たに D 営巣地を確認し、少なくとも 2 羽の巣立ちを確認した（資料編 p.211 参照）。

d) A 営巣地ペアの行動圏

2 繁殖期の現地調査で確認した 3 営巣地と、既存資料により把握したその他の 2 営巣地（「ｱ)既存資料調査　a　a)オオタカの県営巣登録地」（p.541）参照）の情報を基に、「猛禽類保護の進め方（改訂版）―特にイヌワシ、クマタカ及びオオタカについて―」に記載の「行動圏の内部構造の解析（行動圏、高利用域、営巣中心域）」の方法に準拠し、A 営巣地のペアの行動圏、行動圏内の採食地の分布及び高利用域を推定した。解析方法の詳細は、資料編（p.225～228 参照）に示すとおりである。

オオタカの採食地（樹林地の林縁、鉄塔等から 150m の範囲の耕作地等[注 1)]）は、「10.10 植物 (1) 5) ②(ｲ)現地調査」（p.581～582 参照）で作成した現存植生図と、環境省の自然環境情報 GIS 提供システムによる植生図を基に抽出し、その分布を把握した。また、同様に樹林[注 2)]を抽出し、その分布を把握した。

A 営巣地ペアの行動圏等の面積は表 10.9-17 に示すとおりである。また、行動圏等の範囲及び分布は資料編(p.241～243 参照)に示すとおりである。

A 営巣地ペアの行動圏は約 750ha（120 メッシュ)、高利用域は約 231.3ha(37 メッシュ)となり、計画地は A 営巣地の高利用域に含まれる。営巣中心域については、現地調査結果より、第一繁殖期調査の巣立ち後約 1 か月の巣立ち雛の行動範囲から約 8.1ha と推定した。

行動圏内の採食地面積は 332.2ha、樹林面積は 33.4ha であった。また、高利用域内の採食地面積は 154.1ha、樹林面積は 16.6ha であった。

採食地は、台地上や比較的狭い谷戸に沿って分布し、市街化の進んだ範囲には採食地は分布しない傾向が見られた。計画地の大部分は採食地として分類された。

表 10.9-17　A 営巣地ペアの行動圏等の面積

行動圏				高利用域				営巣中心域
		うち採食地	うち樹林			うち採食地	うち樹林	
メッシュ数	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	メッシュ数	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
120	750.0	332.2	33.4	37	231.3	154.1	16.6	8.1

e) A～D 営巣地以外の樹林での営巣の可能性について

調査範囲内の A～D 営巣地以外の主要な樹林地について、令和 5 年 4 月に立ち入り可能な林は踏査し、立ち入り不可の林は周囲から観察した。いずれもオオタカの確認はなく、営巣の可能性は低いと判断した。

注 1）河辺植生、つる植物群落、耕作地（果樹園含む)、法面・人工草地とした。また、緑の多い住宅地から樹林部分を除く範囲を含めた。

注 2）ヤナギ低木群落、エノキ・ムクノキ屋敷林、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林、その他の樹林植生とした。また、緑の多い住宅地から抽出した樹林を含めた。

b オオタカの営巣環境

第一繁殖期の調査で繁殖が確認されたA営巣地の行動圏内の樹林地5か所（営巣地1か所、対照地 4 か所）について、オオタカの営巣環境の観点から林相を調査した結果は、表10.9-18に示すとおりである（資料編 p.228～240参照）。

No.1のA営巣地の林相は、高木層にスギが優占し、亜高木層が比較的少ないため林内上部の空間が開けており、営巣環境として適した状況となっている。なお、A営巣地は屋敷林であるため、人の活動域に非常に近い位置にあるが、マント群落により周囲から林内は見通せず、林内へは限られた人のみが立入り可能な状況となっている。

No.2の営巣中心域内の林については、高木層が全て落葉樹であり、営巣木としてよく利用されるスギやマツが無いことから、営巣環境として適しているとはいえないと考えられる。

No.3の川田谷こどもの森については、人の立ち入りが可能な柵内エリアは市民の頻繁な利用により不適であり、柵外エリアは林相として林内空間が確保されないため不適である。

No.4の計画地内中央南側の林については、営巣可能な高木が存在し林内空間も確保されているが、優占するモウソウチクがオオタカの飛翔や営巣を妨げるため、適性は低いと考えられる。

No.5の計画地内南西側の林については、高木は存在するが、本数が少なく、亜高木層は林内空間が確保されておらず営巣地としては不適である。

表 10.9-18　オオタカの営巣環境としての状況

調査地点		繁殖状況	オオタカの営巣環境としての状況
No.1	A 営巣地	令和4年営巣（繁殖成功） 令和5年営巣（抱卵段階で放棄） 令和6年営巣せず	林内は、高木層に樹高 20m 程度のスギが優占し、イヌシデ、シラカシ等も生育する。亜高木層はアオハダやシラカシが生育するが、植被率は 30%であり、林内上部は比較的開けた空間になっている。一方で低木層の植被率は 60%と高く、5m 以下にモチノキ、アオキ、ヒサカキ等がやや密生している。 オオタカの営巣林としては、高木層に営巣例の多いスギが優占しており、亜高木層が比較的少なく林内上部の空間が開けている。また、林内で営巣及び繁殖が確認されており、スギの樹上に巣が残っているため、来年度以降もオオタカが営巣・繁殖する可能性がある。 なお、A 営巣地は屋敷林であるため、人の活動域に非常に近い位置にあるが、マント群落により周囲から林内は見通せず、林内へは限られた人のみが立入り可能な状況となっている。
No.2	営巣中心域内の林	営巣なし	林内は、高木層に樹高 20m 程度のコナラが生育し、樹冠部を覆っている。亜高木層はアオハダ等が生育するが植被率は 20%と小さく、林内上部の空間は開けている。なお、低木層の植被率は 70%であり、シラカシ、アズマネザサ、ネズミモチ等がやや密生している。マント群落により周囲から林内は見通せず、林内は立入り禁止となっている。 オオタカの営巣林としては、亜高木層の植被率が小さく林内上部の空間が開けているものの、高木はコナラのみで、営巣木としてよく利用されるスギやアカマツの高木が生育しないため、オオタカの営巣に適しているとはいえない。なお、古巣や繁殖の痕跡を探索したが、発見には至らなかった。
No.3	川田谷こどもの森	営巣なし	調査コドラートのうち、柵内（柵の東側）は「川田谷こどもの森」として市民に開放されている緑地であり、コナラが優占する落葉広葉樹林である。一方、柵外（柵の西側）は柵内と同様に落葉広葉樹林であるものの、柵内に比べ草本層や低木層が密生している。 柵内の高木層はコナラの他、ミズキ、ヒノキ、ウワミズザクラ等が生育し、亜高木層や低木層にはイヌシデ、シラカシ等が僅かに生育する。管理された林であるため、低木や草本はほとんどなく、林内空間は開けている。 柵外は柵内と比べ高木層の植被率が低く、高さ 4m 前後の低木層にアズマネザサ、シラカシ、シュロ等が密生している。 オオタカの営巣林としては、柵内の樹林環境には営巣可能な高木が見られ、林内空間が広がっているが、市民が頻繁に緑地を利用するため、営巣や繁殖には不適と考えられる。一方、柵外の樹林は高木が少なく、亜高木層や低木層が密生して林内空間が確保されないため適正は低いと考えられる。
No.4	計画地内中央南側の林	営巣なし	道路の左右に広がる屋敷林であり、モウソウチクが優占する竹林となっている。 高木層のほとんどはモウソウチクに覆われており、樹高 20m 前後のスギやムクノキといった大木が疎らに生育するのみである。なお、伐採等の管理が定期的に行われているとみられ、低木層から亜高木層の植被率は低く、人が竹の間を通ることができる程度に間隔が空いているため林内はやや明るい。 オオタカの営巣林としては、スギやムクノキ等の営巣可能な高木が生育しており、亜高木や低木の被度が小さいため林内空間は開けているものの、モウソウチクがオオタカの林内飛翔や営巣の妨げになるとみられ、営巣林としての適正は低いと考えられる。
No.5	計画地内南西側の林	営巣なし	住宅の裏庭であり、調査コドラートの西側エリアは庭木や果樹が生育し、東側エリアは小規模な常緑樹が密生している。また、中央部は開けた環境となっており、低木や草本が生育する。 西側エリアは平均高 7m 程度の亜高木（庭木）が植被率 60%を占め、モモ、モクレン、サトザクラ等が生育する。低木層にはアオキ、ドウダンツツジ、ヤブツバキ等が生育する。 中央エリアはクサギ、セイタカアワダチソウ、カラスウリ等が生育する草地～低木林である。 東側エリアはシロダモ、シラカシ等が亜高木層から高木層に生育するごく小規模な常緑広葉樹林であり、林内は鬱蒼としている。また、林縁にイチョウの巨木（樹高 16m）が 1 本生育する。 オオタカの営巣林としては、営巣に適した高木がほとんど生育しておらず、僅かに分布する樹林環境は亜高木層が密生して林内空間が狭いため、オオタカ営巣の可能性はほとんど無いと考えられる。

注）No.2～5 は営巣地ではなく、対照地として調査したものである。

(2) 予測

1) 工事の実施並びに造成地の存在による保全すべき種の生息地の直接改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度

① 予測内容

工事の実施並びに造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及び生息環境への影響の程度を予測した。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の調査地域と同様とした。

③ 予測対象時期

予測時期は、工事中及び供用時とした。

④ 予測方法

生息地の直接改変の程度については、本事業の計画と確認位置図等との重ね合わせ、生息環境への影響の程度については、他項目における予測結果、類似事例及び既存知見等による推定により予測した。

⑤ 予測条件

(ｱ) 工事計画

工事計画及び工事中の環境保全計画は、「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要　2.7 工事計画」（p.31～42 参照）に示したとおりである。

(ｲ) 公園・緑地計画

公園緑地計画は、「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要 2.6（9）公園・緑地計画」（p.27～29 参照）に示したとおりである。

(ｳ) 交通計画

工事中の資材運搬等の車両の主要な走行経路は「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.7 (4)資材運搬等の車両の計画」の図 2.7-2(1)～(2)（p.35～36 参照）に、供用時の関連車両の主要な走行経路は「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (8)交通計画」の図 2.6-8（p.26 参照）に示すとおりである。

また、工事中及び供用時の市道 65 号線とアクセス道路の断面交通量は、表 10.9-19 に示すとおりである（資料編 p.8～11、15～17 参照）。

工事中の資材運搬等の車両の走行時間帯は原則 7～19 時、供用時は流通業を想定した場合、0～24 時である。

市道 65 号線は、工事中はアクセス道路工事完了前に大型車（資材運搬等の車両）が走行するが、アクセス道路工事完了後及び供用時は走行しない。小型車は工事中及び供用時とも通勤車両の走行を想定しており、走行時間帯は限られる。

アクセス道路は、工事中はアクセス道路工事完了後からの走行となる。アクセス道路工事完了後は、大型車は工事中、供用時とも、基本的にアクセス道路を利用する計画である。

表 10.9-19　市道 65 号線及びアクセス道路の
工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の走行台数（断面交通量）

		市道 65 号線				アクセス道路				走行時間帯
		大型車		小型車（通勤車両）		大型車		小型車（通勤車両）		
		(台/日)	(台/時)	(台/日)	(台/時)	(台/日)	(台/時)	(台/日)	(台/時)	
工事中の資材運搬等の車両	アクセス道路工事完了前	50	0～5	22	0～ 11	工事中のため走行しない				7～19 時
	アクセス道路工事完了後	走行しない		26	0～ 18	341	0～ 35	50	0～ 25	
供用時の関連車両		走行しない		334	0～106	2,299	35～161	628	0～141	0～24 時

注 1）アクセス道路建設前については、走行台数が最大となる工事開始 9 か月目の台数とした。
注 2）アクセス道路建設後については、走行台数が最大となる工事開始 25 か月目の台数とした。
注 3）供用時の関連車両は車両台数が多くなる業種として、流通業を想定した。

なお、アクセス道路は、現況の市道 1537 号線、市道 1561 号線、市道 15 号線を拡幅し整備する計画である。

現況の市道 1561 号線（現況幅員約 4m 舗装）は既存水路と交差しており、写真 10.9-2 に示すとおり、道路下に横断管渠（管径 80cm、距離約 10m）が存在する。

アクセス道路整備後は、アクセス道路と既存水路が交差することとなり、図 10.9-8 に示すとおり、アクセス道路下に、現況と同様の管径の横断管渠（管径 80cm、距離約 15m）を整備する計画である。





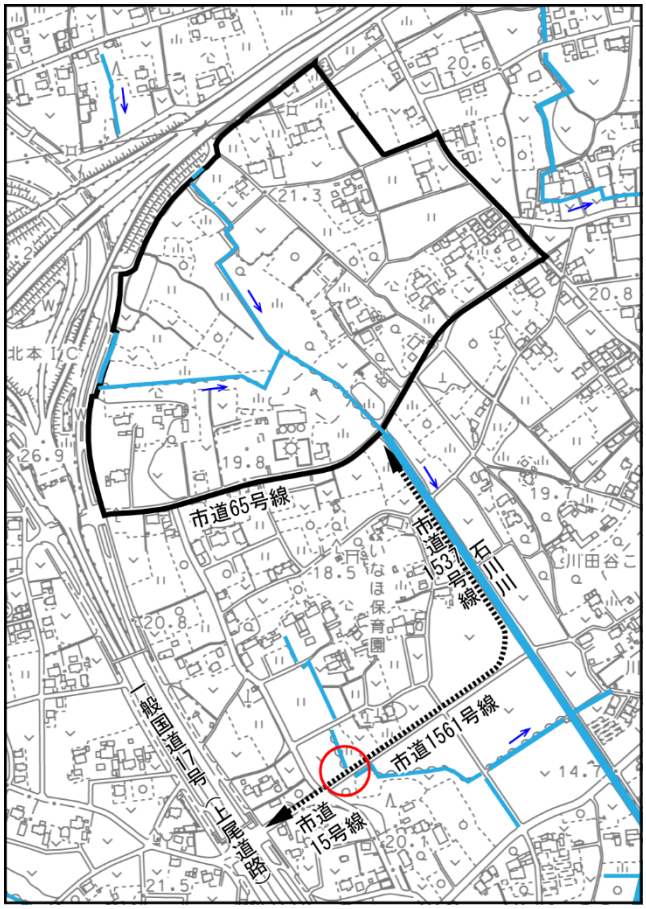


写真 10.9-2　市道 1561 号線の横断管渠の現況

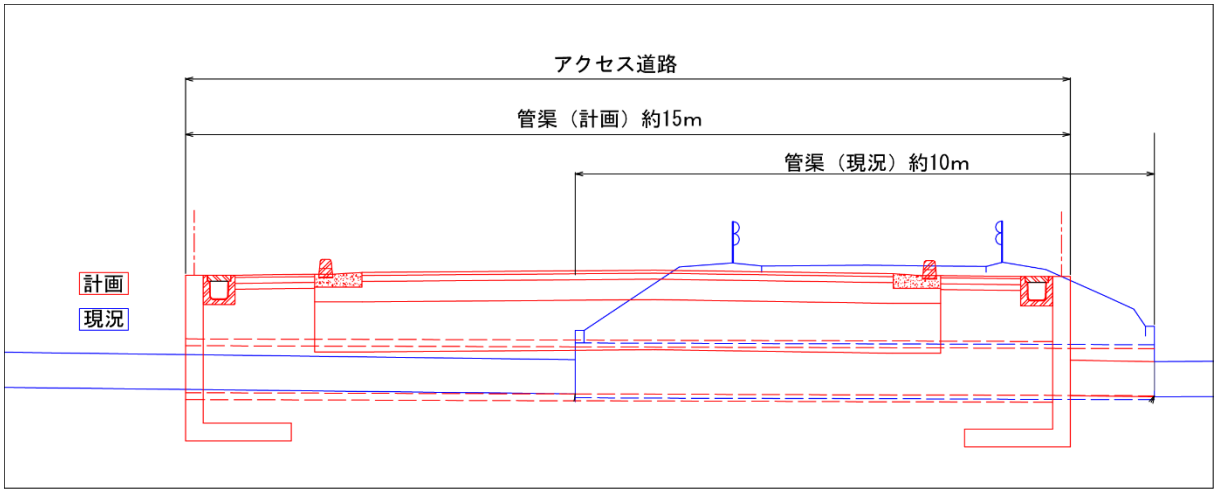


図 10.9-8　市道 1561 号線の横断管渠の現況と計画

⑥ 予測結果

(ｱ) 動物の生息地の改変の程度及びその他の生息環境の変化

動物の生息環境について、事業内容から想定される影響の種類は、表 10.9-20(1)～(2)に示すとおりである。

表 10.9-20(1)　本事業で想定される影響の種類と時期

事業内容	想定される影響	影響の時期	影響の有無	予測結果
造成等の工事	生息環境の消失	工事中	○	・計画地内の動物種の生息環境は造成等により消失すると予測する。 なお、計画地周辺には、計画地内と同様の生息地（耕作地、樹林、水路等）が存在する。
土地利用の転換		供用時	○	・供用時は土地利用の転換により、計画地内の大部分で、現況と同様の環境を回復するのは難しいと予測する。しかし、計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画し、緩衝緑地帯に高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。また、緩衝緑地帯等の敷地内に生育する既存の高木については、保全活用を検討する。
造成等の工事、土地利用の転換	移動経路の分断	工事中、供用時	－	・計画地及び周辺は圏央道、上尾道路及び桶川北本 IC によって、既に移動障害が発生している可能性がある。また、計画地は両道路に接しているため、計画地内の動物の生息環境は消失するが、新たな分断が生じる可能性は低いと予測する。
資材運搬等の車両の走行		工事中(アクセス道路工事完了前)	－	・資材運搬等の車両による交通量が発生するが、主として計画地の外周道路である市道 65 号と、交通量の多い圏央道、上尾道路を利用することから、影響は小さいと予測する。
アクセス道路の整備、関連車両の走行		工事中(アクセス道路工事完了後)、供用時	○	・アクセス道路工事完了後は、資材運搬等の車両及び関連車両の走行があるため、アクセス道路と上尾道路に囲まれた範囲について、着目種及び関係種の移動障害が生じると予測する。 ただし、アクセス道路のうち、現況の市道 1537 号線（現況幅員約 5m 未舗装）の拡幅部分については、三面護岸の石川川と並行していることから、徘徊性の小動物等に関しては既に移動障害が発生している可能性がある。現況の市道 1561 号線（現況幅員約 4m 舗装）の拡幅部分については、道路上の横断以外に、道路下の水路（管渠）も移動路として利用されていると考えられ、アクセス道路工事完了後も、現況と同様の管径の水路として計画することから、将来も移動路として利用可能であると考えられる。
計画地内水路の暗渠化			△	・計画地は石川川の最上流部と石川川をつなぐ位置にあたるが、最上流部の大部分が桶川北本 IC の調整池と暗渠に改変されている。このため、計画地内の水路は暗渠化されるが、それにより、著しい新たな移動障害が生じる可能性は低いと予測する。

注）表中の凡例
○：影響が想定される。
△：影響はあるが、一時的若しくは順応していることから、本事業による影響は小さいと考える。
－：一般的に影響は想定されるが本事業では影響は小さいと考える。

表 10.9-20(2)　本事業で想定される影響の種類と時期

事業内容	想定される影響	影響の時期	影響の有無	予測結果
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	生息環境の変化（騒音・振動）	工事中	△	・工事中は、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による騒音・振動が発生する。このため、低騒音型建設機械の使用に努め、低振動の工法を採用する等、騒音・振動等の発生の軽減に努めるものとする。計画地周辺では、近年、圏央道と上尾道路の建設が行われており、本事業の工事と同程度の騒音・振動を経験していることから、基本的には順応しており、著しい影響は生じないと予測する。
事業活動、関連車両の走行		供用時	－	・事業活動による騒音・振動、関連車両の走行による騒音・振動が発生する。事業活動による騒音・振動については、計画地及び周辺に存在する工場等からも発生しており、車両の走行に関して圏央道と上尾道路が存在しているため、順応しており、影響は小さいと予測する。
造成等の工事	生息環境の変化（石川川の流量・水質の変化）	工事中	△	・仮設防災調整池を設け、濁水流出防止対策を講じ、極力薬剤を使用しない工法を選定することから、著しい影響は生じないと予測する。
土地利用の転換		供用時	△	・雨水流出抑制対策として、緑化地や雨水浸透施設により雨水浸透に努めるとともに、企業用地内の建築物地下に地下雨水貯留槽を設置し、石川川の許容放流量まで調整後に放流する。現況でも降雨に応じて流量の増減が確認されており、著しい影響は生じないと予測する。
汚水処理水の流入		供用時	△	・進出企業から生活排水処理水が流入する。ただし、現状で生活排水処理水が流入しており、進出企業からの生活排水は、排水基準以下で排水されるとともに、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下で排水すると想定されることから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。 ・製造系企業が進出する場合は工場排水処理水が流入することとなるが、排水により石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定することから、著しい影響は生じないと予測する。
事業活動	生息環境の変化（夜間光）	供用時	△	・街路灯や進出企業の建築物からの照明があるが、光漏れを少なくする機器の採用等の措置を講じる。現状で民家等があり、圏央道と上尾道路が存在することから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。
事業活動	生息環境の変化（人口の増加）	供用時	○	・現況の計画地の人口密度は約 4 人/ha であるが、供用時には 716 人の就業（3 交代制）を想定すると約 12 人/ha となる。主に建物内での活動となると考えられるものの、警戒心の高い動物種については、計画地及びその周辺の利用を避ける可能性があると予測する。

注）表中の凡例
○：影響が想定される。
△：影響はあるが、一時的若しくは順応していることから、本事業による影響は小さいと考える。
－：一般的に影響は想定されるが本事業では影響は小さいと考える。

(ｲ) 保全すべき種の予測結果

保全すべき種への影響の予測結果は、表 10.9-21(1)～(25)に示すとおりである。

なお、一般的な生態等は「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第 4 版)」、「レッドデータブック 2014 ―日本の絶滅のおそれのある野生生物― 5　昆虫類」（平成 27 年 2 月　環境省)、「レッドデータブック 2014 ―日本の絶滅のおそれのある野生生物― 6　貝類」（平成 26 年 9 月　環境省）等から引用した。

表 10.9-21(1)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：ハチクマ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」DD
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 EX</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">夏鳥として北海道、本州、四国及び九州に渡来し繁殖する。低地から平地の林に生息する。昆虫、ヘビ、カエル、鳥類等を捕食するが、特に、クロスズメバチ等のハチ類を好んで捕食する。
埼玉県内では、丘陵帯、低山帯及び山地帯の各地に夏鳥として渡来し繁殖していたが、現在、県内での繁殖情報が極めて少なくなっている。春秋の渡りの時期には通過個体が県内各地で記録される。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、春季に計画地周辺で 1 例 1 個体（オス成鳥）の飛翔が確認された。繁殖を指標する行動は観察されず、渡り途中の通過個体と考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
0 例</td><td>0 例
0 例</td><td>0 例
1 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">調査期間を通じて、渡り途中の通過個体の確認が 1 例のみであり、計画地を生息環境として利用している様子は確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地を生息環境として利用している様子は確認されなかったことから、本事業の実施による影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(2)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：ツミ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」越冬鳥 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">留鳥又は夏鳥として北海道から南西諸島までに分布する。平地から産地の林、市街地の公園の話等で繁殖する。
埼玉県内では、低地帯から低山帯に留鳥として生息し、繁殖する。現在は大きな林よりも市街地の緑地や公園の林等の小さな緑地で営巣するものが多い。個体数は増加傾向にあるが、生息環境は必ずしも良くなっていない。春秋の渡りの時期には通過個体が県内各地で記録される。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、早春季 2 例、春季 2 例、初夏季 5 例、夏季 3 例、秋季 1 例の計 13 例が確認され、本地域では夏鳥として生息していると思われる。
計画地及び周辺の上空の飛翔のほか、獲物をつかんで飛翔する例も 3 例を確認したが、繁殖を直接的に指標する行動は確認されなかった。狩りは確認していないが、餌運びが確認されたことから、計画地及び周辺は採食地として利用されていると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
3 例</td><td>0 例
1 例</td><td>0 例
9 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、計画地内では春季 1 例、初夏季 2 例の計 3 例、アクセス道路では夏季 1 例の飛翔等が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">繁殖は確認されておらず、計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画し、狩猟対象（小鳥類、小型哺乳類、昆虫類等）の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(3)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：ハイタカ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」越冬鳥 VU</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道と本州の一部で繁殖し、冬季は全国に冬鳥として渡来する。ツミよりやや標高の高い山地の林で繁殖し、冬季は平地から産地の林、農耕地、河川敷等に生息する。
埼玉県内では、冬季は平地の林、農耕地、河川敷等に生息するが個体数は多くない。現在はやや増加傾向にある。県内でも夏季に山地に生息するが、繁殖の状態についてはよく分かっていない。春秋の渡りの時期には通過と思われる個体が県内各地で記録される。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、早春季 5 例、春季 4 例、秋季 5 例、冬季 25 例の計 39 例が確認され、飛翔する様子や、狩りの様子が確認された。繁殖は確認していない。本地域では冬鳥として生息していると考えられる。計画地及び周辺は採食地として利用されていると考えられる。狩りの対象としては、キジバト、スズメ及び小鳥類が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
12 例</td><td>0 例
(1 例)</td><td>0 例
27 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、計画地では早春季 3 例、春季 1 例、秋季 1 例、冬季 7 例の計 12 例、アクセス道路では冬季 1 例（計画地の 1 例と共通）が確認された。計画地及びアクセス道路の上空での帆翔旋回や、狩りの様子が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">繁殖は確認されておらず、計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画し、狩猟対象（小鳥類等）の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(4)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：オオタカ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 VU、越冬鳥 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">留鳥として北海道、本州、四国及び九州に分布し、南西諸島では冬鳥。平地から山地の林や農耕地等に生息し、現在は市街地のさほど大きくない林で営巣するものもいる。
埼玉県内では留鳥として平地から山地の林や農耕地、河川敷等に生息する。かつて低地帯では冬季でも生息数が少なかったが、現在は低地帯の社寺林や屋敷林等で営巣するものが増えている。個体数は増加傾向にあるようだが、生息地の環境は必ずしも良くなっていない。</td></tr>
<tr><td>現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（全般）調査で、春季 5 例、初夏季 2 例、夏季 1 例の計 8 例が確認された。鳥類（猛禽類）調査で早春季 103 例、春季 111 例、初夏季 99 例、夏季 79 例、秋季 28 例、冬季 58 例の計 478 例が確認された。
第一繁殖期調査で計画地周辺（計画地及びアクセス道路の境界から 1.5km の範囲）に 2 営巣地（A,B）を確認し、うち 1 営巣地（A）で繁殖の成功を確認した。第二繁殖期の調査では計画地周辺に 2 営巣地（A,C）を確認し、1 営巣地（C）で繁殖の成功を確認した。さらに第三繁殖期の簡易調査で新たに 1 営巣地（D）を確認し、2 営巣地(C,D)での繁殖の成功を確認した。
また、送電線鉄塔、携帯アンテナ塔、営巣林の林縁等をとまり場として利用し、探餌したり、餌をつかんで運んだりする様子を確認している。狩猟対象として、ドバト、ムクドリ、キジバト、小鳥類が確認された。圏央道高架下をねぐらとして利用するドバトやムクドリ等を狙う様子も確認された。
計画地及び周辺は、営巣地及び採食地として利用されている。
<table>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>6 例
71 例</td><td>1 例
7 例</td><td>1 例
400 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査注)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（全般）調査で、計画地内では、春季 3 例、初夏季 2 例、夏季 1 例の計 6 例が確認された。アクセス道路では春季に 1 例が確認された。
鳥類（猛禽類）調査では、計画地内では、早春季 16 例、春季 20 例、初夏季 11 例、夏季 9 例、秋季 6 例、冬季 9 例の計 71 例が確認された。アクセス道路では、早春季 3 例、春季 1 例、初夏季 3 例の計 7 例が確認された。
第一繁殖期の調査では、計画地周辺で繁殖に成功した A 営巣地の個体が、計画地内の携帯アンテナ塔をとまり場として利用しており、狩りを行う様子が確認された。営巣地からの距離や植生の分布等からも、計画地は A 営巣地の高利用域に含まれると考えられ、主要な採食地として利用されていると考えられる。
一方で、第二繁殖期については、A 営巣地の個体が造巣から営巣放棄までの期間に、携帯アンテナ塔をとまり場として利用することはなく、計画地内で狩りを行う様子も確認されなかった。また、第三繁殖期の簡易調査で、計画地の利用は確認されなかった。このため、計画地の利用状況は、営巣地の位置や、繁殖個体の個体差等によって、流動的であるとも考えられる。
計画地内での繁殖可能性については、計画地上空でのディスプレイ飛翔や林内での警戒声は確認されたものの、計画地内での繁殖は確認されていない。また、計画地内の樹林をオオタカの営巣環境の視点から調査した結果、高木はあるものの、営巣環境としての適性は低いと考えられる。</td></tr>
</table>

注）第三繁殖期のオオタカ繁殖状況簡易調査での確認例数は含まない。

予測結果

計画地内で繁殖は確認されておらず、計画地内の樹林も営巣環境としての適性は低い状況であった。計画地周辺で 4 営巣地（A,B,C,D）を確認しており、計画地はそのうち A 営巣地の高利用域に含まれる。計画地では、携帯アンテナ塔や送電線鉄塔をとまり場として狩りをする様子が確認されており、計画地はオオタカの採食地として利用されている。

工事中は、本事業により計画地内の採食地及び樹林が失われる。高利用域内の採食地は、現況の約 154.1ha から約 139.7ha に、約 9.3%減少し、樹林は、現況の 16.6ha が 15.7ha に 5.4%減少すると予測する（資料編 p.241～245 参照）。しかし、高利用域として利用する範囲には、ある程度、流動性があると考えられ、現在の高利用域周辺の同様の環境を採食地として利用することは可能と考えられる。

営巣地への影響については、営巣中は営巣林付近の環境の変化に敏感となり、特に警戒心が高くなるが、計画地は確認された 4 営巣地のいずれからも一定の距離があり、営巣中心域には含まれていないことや、本事業の工事は、過去に行われた圏央道及び圏央道 IC の工事と同程度の規模であることから、工事について基本的には順応しており、著しい影響は及ぼさないと考える。ただし、計画地を高利用域に含む A 営巣地については、本事業による工事の影響を把握するため、営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努めるものとする。

供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備を行う公開緑地公園を整備する計画であり、狩猟対象となる鳥類の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測する。また、オオタカがとまりとして利用していた携帯アンテナ塔及び送電線鉄塔は残置することから、将来もとまり場として利用可能である。ただし、供用時に計画地内を採食地として利用することは難しいと考えられることから、供用時の A 営巣地ペアの高利用域内の採食地は、工事中と同じ、約 139.7ha と予測する（資料編 p.241～245 参照）。しかし、高利用域として利用する範囲には、ある程度、流動性があると考えられ、現在の高利用域周辺の同様の環境を採食地として利用することは可能と考えられる。

以上のことから、本事業による営巣地への影響は著しいものではなく、採食地への影響は考えられるものの、公園・緑地の整備により、影響は軽減すると予測する。

A 営巣地ペアの行動圏等の面積の変化

ケース		行動圏				高利用域				営巣中心域
				うち採食地	うち樹林			うち採食地	うち樹林	
		メッシュ数	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	メッシュ数	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
現況	①	120	750.0	322.2	33.4	37	231.3	154.1	16.6	8.1
将来の予測結果	②	120	750.0	307.3	32.5	37	231.3	139.7	15.7	8.1
減少分(減少割合)	③=①-②(④=③/①)	—	—	14.9(4.6%)	0.9(2.7%)	—	—	14.4(9.3%)	0.9(5.4%)	—

表 10.9-21(5)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：サシバ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」VU
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥荒川以西 CR、大宮台地 EX</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">夏鳥として、本州、四国及び九州に渡来する。南西諸島では越冬するものもある。低山の林で繁殖し、林縁や農耕地、山林等でカエル、トカゲ、ヘビ、ネズミ、鳥類等を捕食する。
埼玉県内では、かつては低地帯、台地・丘陵帯、低山帯の各地に夏鳥として渡来し繁殖していたが、現在は県内での繁殖情報が極めて少なくなっている。台地・丘陵帯で著しく減少している理由として、谷津田の耕作放棄や手入れ不足による生息環境悪化のため、本種の餌となるカエルやヘビ等が減少したことが原因の一つとして考えられる。春秋の渡りの時期には通過個体が県内各地で記録される。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、早春季 2 例、夏季 12 例、秋季 17 例の計 31 例が確認された。
飛翔や送電線鉄塔や携帯アンテナ塔にとまって探餌する様子、帆翔旋回、高度を上げて渡っていく様子等が確認された。繁殖は確認していない。いずれも渡り途中、若しくは別の地域で繁殖した個体の一時的利用と考えられる。狩りの対象としては、トンボ、トカゲを確認した。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
12 例</td><td>0 例
0 例</td><td>0 例
19 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、夏季に送電線鉄塔へのとまりと探餌 2 例、飛翔等 1 例、秋季に帆翔旋回、飛翔等 8 例、携帯アンテナ塔へのとまりと探餌 1 例の計 12 例が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">繁殖は確認されておらず、渡り途中に計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。ただし、計画地周辺にも計画地と同様の採食地が存在していることから、本事業による影響は著しいものではないと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(6)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：ノスリ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 DD、越冬鳥 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">四国以北で繁殖し、留鳥又は漂鳥。山地の森林や岩壁で繁殖するが、低地での繁殖確認が増えている。冬は農耕地、河川敷等の見通しの良い場所で見られる。
埼玉県内では台地・丘陵帯で繁殖している他、低地帯での営巣も確認されており、動向が注目される。冬は低地帯の農耕地や河川敷等でよく見られるようになってきた。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（全般）調査で、冬季に成鳥 2 例が確認された。鳥類（猛禽類）調査で、早春季 9 例、秋季 19 例、冬季 26 例の計 54 例が確認された。本地域では留鳥として生息していると思われる。
電柱や低木にとまり探餌、狩りをする様子が確認された。計画地及び周辺は採食地として利用されていると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
14 例</td><td>1 例
5 例</td><td>1 例
35 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（全般）調査で、アクセス道路で冬季に 1 例が確認された。
鳥類（猛禽類）調査では、計画地で早春季 1 例、秋季 7 例、冬季 6 例の計 14 例、アクセス道路で早春季 2 例、冬季 3 例の計 5 例が確認された。
飛翔のほか、林縁や電柱にとまり、狩りをする様子を確認しており、採食地としての利用と考えられる。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">繁殖は確認されておらず、計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画し、狩猟対象となる小動物等の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(7)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：カワセミ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 LP</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">全国に留鳥として分布しており、河川、湖沼、小川、用水等の水辺で見られる。土の崖に嘴で巣穴を掘るが、繁殖適地が無いと人が掘った穴の側面や残土等の土盛に巣を作ることもある。
埼玉県内の低地帯から低山帯にかけての河川・池沼に周年生息しており、小魚やエビ等を捕える。かつて水質悪化のため都市近郊からいなくなったが、水質改善により再び都市河川で見られるようになった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">春季に成鳥 2 例、初夏季に周辺の落葉広葉樹林で成鳥 1 例の計 3 例が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 例</td><td>0 例</td><td>1 例</td><td>鳥類（全般）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">春季に計画地内の水路で 2 例（成鳥）が確認された。繁殖期（3～8 月）の確認であるため地域的には繁殖していると考えられるが、確認例数が少なく、繁殖に関わる行動も確認されていないため、計画地の利用頻度は低いと考えられる。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">繁殖は確認されておらず、計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。ただし、計画地の利用頻度は低いと考えられ、周辺にも計画地と同様の採食地が存在していることから、本事業による影響は著しいものではないと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(8)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：チョウゲンボウ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">留鳥として全国に分布し、本州で繁殖する。本来の営巣地は絶壁等の窪みで、採食環境として原野や草地等の開けた場所を好む。
1980 年代頃より、低地帯の高架橋や取水塔のような人工建造物に営巣するようになり市街地でもよく見られるようになった。さいたま市内のビルではかなり以前から繁殖しているのが知られている。冬季は河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でよく見られる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（全般）調査で、初夏季に周辺で成鳥 1 例が確認された。
鳥類（猛禽類）調査で、早春季 7 例、春季 11 例、初夏 15 例、夏季 15 例、秋季 17 例、冬季 17 例の計 82 例が確認された。送電線鉄塔等にとまり、探餌、食餌、急降下して狩りをする様子等が確認された。繁殖は確認できなかった。計画地及び周辺は採食地として利用されていると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
17 例</td><td>0 例
2 例</td><td>1 例
63 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、計画地内で初夏季 4 例、夏季 2 例、秋季 5 例、冬季 6 例の計 17 例が確認された。アクセス道路周辺では春季 1 例、秋季 1 例の計 2 例が確認された。計画地内の送電線鉄塔にとまり、探餌、食餌及び狩りを行う様子が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画し、狩猟対象となる昆虫類、小動物等の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(9)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：ハヤブサ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」　国内
③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」越冬鳥 VU</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">留鳥として、北海道から九州で繁殖し、冬季は冬鳥として全国に渡来する。平地から山地の海岸、河口、河川敷、湖沼、農耕地等に生息する。元来、海岸の断崖や岸壁の岩棚等で繁殖していたが、現在は市街地のビルや橋脚など人工構造物に営巣する例が増加している。
埼玉県内には冬鳥として渡来し、平地から山地の河川敷、農耕地、湖沼、ダム湖等に生息する。現在はやや増加傾向にあり、夏季の観察記録もある。県内でも人工構造物に営巣し繁殖する兆候がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、早春季 6 例、夏季 4 例、秋季 3 例、冬季 16 例の計 29 例を確認した。送電線鉄塔にとまり、探餌や狩りをする様子が確認された。繁殖を指標する行動は確認されなかった。計画地及び周辺は採食地として利用されていると考えられる。狩りの対象としては、ヒヨドリ、タシギ及びドバトが確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例
9 例</td><td>0 例
0 例</td><td>0 例
20 例</td><td>上：鳥類（全般）調査
下：鳥類（猛禽類）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">鳥類（猛禽類）調査で、計画地内で早春季 1 例、夏季 3 例、冬季 5 例の計 9 例が確認された。アクセス道路周辺での確認はなかった。
計画地内の送電線鉄塔にとまり、探餌、食餌及び狩りを行う様子や上空を飛翔する様子が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画し、狩猟対象となる鳥類の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(10)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：オナガ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」NT</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">東北地方から中部地方で留鳥。平地から山地の雑木林、市街地の公園などに生息し、昆虫類や果実などを食べる。全国鳥類繁殖分布調査、モニタリングサイト 1000 里地調査ともに減少傾向が示されており、繁殖は本州全土および九州の一部で観察されていたが、1980 年代以降、西日本で確認されていない。一方で、東日本に残された群の個体数は増加傾向にある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">秋季 4 例、冬季 1 例の計 5 例が記録された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例</td><td>0 例</td><td>5 例</td><td>鳥類（全般）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地周辺において、ラインセンサス法調査の R1 で冬季 1 例、R3 で秋季 4 例の計 5 例が記録された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、採食地の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

注）現地調査時点では、保全すべき種に該当していなかったため、記録は限定的である。

表 10.9-21(11)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：オオヨシキリ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">夏鳥として全国に渡来し、ヨシ原で繁殖する。
埼玉県内では、低地帯のヨシ原を中心に繁殖しているが、現在は繁殖地である河川敷のヨシが外来種のオオブタクサやアレチウリ等に圧迫されて減少しているため、一部で生息数が著しく減少している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">春季にヨシ群落で囀り 2 例(2 個体)が確認された。繁殖期の継続確認が無く、確認例数が春季の 2 例のみと少ないため、一時的な通過個体と考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 例</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>鳥類（全般）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">いずれも計画地内での確認であり、春季にヨシ群落で囀り 2 例が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">繁殖は確認されておらず、一時的な通過個体と考えられる。計画地周辺にも計画地と同様の環境が存在していることから、本事業による影響は小さいと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(12)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：ホオジロ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」繁殖鳥 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">九州以北で繁殖し、冬季には暖地に移動する留鳥又は漂鳥。林縁の藪、植木畑周辺及び河川敷の灌木等で繁殖するが、低地帯で繁殖に適する環境が減少している。冬は河川敷等で草本類の種子を採食しているところがよく見られる。
埼玉県内では、低地帯から山地帯まで留鳥として広く分布するが、現在は特に県南部の荒川沿いや見沼田圃等の低地での繁殖が少なくなっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">初夏季 2 例（落葉広葉樹林で地鳴き 1 例及び成鳥 1 例）、夏季 2 例（畑地や果樹園で囀り 1 例及び地鳴き 1 例）、冬季 7 例（乾性草地や低木林・マントで成鳥 5 例及び地鳴き 2 例）の計 11 例が確認された。本地域では留鳥として生息していると思われる。計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。
なお、繁殖期の初夏季及び夏季に継続的に確認されているが、確認例が少なく幼鳥、餌運び等が確認されなかったため、繁殖の可能性は低いと考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>10 例</td><td>0 例</td><td>1 例</td><td>鳥類（全般）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内で、初夏季 2 例（落葉広葉樹林で地鳴き 1 例及び成鳥 1 例）、夏季 2 例（畑地や果樹園で囀り 1 例及び地鳴き 1 例）、冬季 6 例（乾性草地や低木林・マントで成鳥 5 例及び地鳴き 1 例）の計 10 例が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、採食地の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(13)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：カシラダカ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」EN</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">本州、四国、九州で冬鳥。平地から山地の林縁、農耕地、草地などに生息し、地上で種子などを採食する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">冬季 17 例が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例</td><td>0 例</td><td>17 例</td><td>鳥類（全般）調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地周辺において、ラインセンサス法調査の R1 で冬季 12 例、R3 で冬季 3 例、定点観察調査の P1 で冬季 2 例の計 17 例が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を採食地として利用していると考えられる。このため、本事業により採食地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、採食地の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

注）現地調査時点では、保全すべき種に該当していなかったため、記録は限定的である。

表 10.9-21(14)　保全すべき種への影響の予測結果（鳥類：爬虫類：ヒガシニホントカゲ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 NT2、大宮台地 NT1</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州（東海、北陸以東）に分布する。低地から山地まで広範囲に生息し、林地から開けている林道沿いや、川辺等の日当たりが良い場所に昼間見られる。寺社の石垣等の隠れ場所や日光浴に適している環境があれば、都市部の住宅地でも見られる。
埼玉県内では低地帯から山地帯まで広く生息しているが、低地帯では都市化等が進行した県南部、大規模開発が盛んな県東部で個体数が減少しており、都市部では広い社寺林を有する寺社周辺等に限定され、台地・丘陵地帯でも河川改修、宅地や工業団地の大規模開発等の影響による個体数の減少が懸念される。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">夏季 2 例（死体 1 個体、幼体 1 個体）、秋季 3 例（成体 2 個体、幼体 1 個体）の計 5 例（延べ 5 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例</td><td>1 例
（死体 1 個体）</td><td>4 例
（延べ幼体 2 個体、成体 2 個体）</td><td>爬虫類・両生類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内では確認されていない。
アクセス道路予定地の周辺で、夏季 1 例（死体 1 個体）を確認した。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">確認場所が計画地周辺の一部に限られており、計画地内では確認されていないことから、計画地は主要な生息地として利用されていないと考えられる。このため、本事業により生息環境は減少するが、その影響は小さいと予測する。
移動に関しては、計画地及び周辺は、圏央道と上尾道路によって、既に移動障害が発生している可能性があり、両道路に接して実施する事業により、新たな分断が生じる可能性は低いと考えられる。
アクセス道路と上尾道路に囲まれた範囲については、ヒガシニホントカゲの確認は無いが、アクセス道路により新たに分断が生じる可能性がある。しかし、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下の水路（管渠）は、アクセス道路の整備後も、道路下に現況と同様の管径の水路として計画することから、将来も、移動経路として利用できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(15)　保全すべき種への影響の予測結果（爬虫類：ニホンカナヘビ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」大宮台地 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州、四国及び九州に分布する。低地から山地にかけて広範囲に生息するが、低地や丘陵地で多く見られる。草むら等の日当たりのよい場所を好み、公園緑地、水田の畦、人家の生垣、畑地等の人為的な環境にも適応している。
埼玉県内では台地・丘陵帯を中心に、低山帯から低地帯まで広く分布しているが、緑地面積の減少による生息適地の減少、道路等造成に伴う生息地の分断等により個体数が減少している地域がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">春季 3 例（路傍・空地及び乾性草地で成体 3 個体）、夏季 1 例（果樹園で成体 1 個体）の計 4 例（延べ 4 個体）が確認された。住宅地や耕作地等の環境を中心に生息すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 例
（成体 2 個体）</td><td>0 例</td><td>2 例
（延べ成体 2 個体）</td><td>爬虫類・両生類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内では、春季 2 例（路傍・空地及び乾性草地で成体 2 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を生息環境としていると考えられる。このため、本事業により生息地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、生息地の減少を軽減できると予測する。
移動に関しては、計画地及び周辺は、圏央道と上尾道路によって、既に移動障害が発生している可能性があり、両道路に接して実施する事業により、新たな分断が生じる可能性は低いと考えられる。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(16)　保全すべき種への影響の予測結果（爬虫類：アオダイショウ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 NT2、大宮台地 NT1</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州、四国及び九州に分布する。低地から山地まで広く分布し、森林、水田及び住宅地まで様々な環境に適応している。樹上性が強く、鳥類のヒナや卵、ネズミ類を好むほか、幼蛇はカエルやトカゲを餌とする。昼行性で人家（特に木造家屋）にもよく棲みつき、人目につきやすい種である。
埼玉県内では、低地帯から山地帯まで広く生息しているが、低地帯では都市化等が進行した県南部及び大規模開発が盛んな県東部では生息環境や餌資源が減少している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">秋季に乾性草地で成体 1 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1 例（1 個体）</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>爬虫類・両生類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内での確認であり、秋季 1 例（乾性草地で成体 1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地内で 1 例（1 個体）が確認されたが、確認頻度が低いことから、一時的な利用と考えられる。このため、本事業により生息環境は減少するが、その影響は著しいものではないと予測する。
移動に関しては、計画地及び周辺は、圏央道と上尾道路によって、既に移動障害が発生している可能性があり、両道路に接して実施する事業により、新たな分断が生じる可能性は低いと考えられる。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(17)　保全すべき種への影響の予測結果（爬虫類：ヒバカリ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 NT2、大宮台地 VU</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">本州、四国及び九州に分布する。
埼玉県内では低地帯から低山帯まで広く生息し、水田、畑地、湿地等の水辺を好む。餌資源をカエル類に依存する傾向があり、水田の減少は個体数の減少に直結する。特に低地帯では生息適地の局所化が顕著な県南部及び東部では稀である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">初夏季 1 例（道路で死体 1 個体）、夏季 1 例（水路で成体 1 個体）、秋季 2 例（屋敷林で成体 1 個体、幼体 1 個体）の計 4 例（延べ 4 個体）が確認された。屋敷林等の樹林環境や水路等の水辺環境を中心に生息すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>4 例
（死体 1 個体、
幼体 1 個体、
成体 2 個体）</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>爬虫類・両生類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">いずれも計画地内での確認であり、初夏季に 1 例（道路で死体 1 個体）、夏季に 1 例（水路で成体 1 個体）、秋季に 2 例（屋敷林で成体 1 個体、幼体 1 個体）の計 4 例（延べ 4 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺を生息環境としていると考えられる。このため、本事業により生息地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、生息地の減少を軽減できると予測する。
移動に関しては、計画地及び周辺は、圏央道と上尾道路によって、既に移動障害が発生している可能性があり、両道路に接して実施する事業により、新たな分断が生じる可能性は低いと考えられる。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(18)　保全すべき種への影響の予測結果（両生類：トウキョウダルマガエル）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 NT1、大宮台地 VU</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">本州（東北の太平洋側、関東地方、新潟県・長野県の一部）に分布し、丘陵地から平地の水田、周辺の水路や浅い池沼、河川敷の湿地等に生息し、水辺からほとんど離れない。産卵場所は水田にほぼ依存している。
埼玉県内では低地帯から低山帯にまで広く分布しているが、分布の中心は低地帯に広がる水田である。道路新設や宅地、工業団地造成等の大規模開発による水田の減少、圃場整備による暗渠排水工事や用排水路のコンクリート化等の影響を受け、生息地が減少している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">秋季 1 例（幼体 1 個体）のみの確認であったこと、調査範囲内で幼生等の繁殖が確認されなかったことから、移動・分散等の個体であり、定着分布していないと考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1 例（幼体 1 個体）</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>爬虫類・両生類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">秋季に計画地内の水路で 1 例（幼体 1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地内で 1 例（幼体 1 個体）が確認されたが、1 例のみの確認であり、調査範囲内で幼生等の繁殖が確認されなかったことから、移動・分散等の個体であり、定着分布していないと考えられる。このため、本事業により生息環境は減少するが、その影響は小さいと予測する。
幼体の移動に関しては、幼体が三面護岸水路を通じて移動・分散しても、成体として定着できる可能性は低いと考えられるため、本事業により計画地内の水路は暗渠化されるが、その影響は著しいものではないと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(19)　保全すべき種への影響の予測結果（昆虫類：ヒナバッタ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」VU</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州、四国及び九州に分布する。日当たりの良い草地に生息し、乾燥した裸地に近い低茎草地を好むが、より発達した草地でも生息しており、適応環境は幅広い。
埼玉県内では県北部に偏った分布域を持ち、造成地や河川敷の乾燥した低茎草地で多く見られるが、南部で局地的。県央部から南東部に分布の空白域がある。近年各地で生息地が増加しているため、注視が必要。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">初夏季 1 例（周辺の畑地で成虫 1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例</td><td>0 例</td><td>1 例
（成虫 1 個体）</td><td>昆虫類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内では確認されていない。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">ヒナバッタは、県央での確認が乏しかったが、近年増加している種である。現地調査では 1 例（成虫 1 個体）のみの確認であり、主要な生息地ではないと考えられることから、本事業による影響は小さいと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(20)　保全すべき種への影響の予測結果（昆虫類：ハネナガイナゴ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 VU、大宮台地 EN</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">本州（北限は秋田県・岩手県南部）、四国、九州及び南西諸島に分布する。水田やその周辺の湿性草地に生息する。
埼玉県内では古くは各地に広く分布していたものが昭和 35 年頃を境に急速に減少した。近年になり各地で生息地及び生息個体数が増加している状況である。記録の乏しかった大宮台地からの生息が報告された。現在増加傾向にあるが、その原因が特定されていないため、長期的な推移は不明である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">夏季に周辺の湿性草地で 1 例（成虫 1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 例</td><td>0 例</td><td>1 例
（成虫 1 個体）</td><td>昆虫類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内では確認されていない。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">ハネナガイナゴは、県央での確認が乏しかったものの、近年増加している種であるが、現地調査では 1 例（1 個体）のみの確認であり、主要な生息地ではないと考えられることから、本事業による影響は小さいと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(21)　保全すべき種への影響の予測結果（昆虫類：アリヅカウンカ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 NT1</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州、四国及び九州に分布する。平地から山地の草本植物の生える場所に生息するといわれる。河川敷や林縁の下草等からも観察されている。産地は極めて局地的で個体密度も低い。ヨーロッパ産の種ではアリとの共生が明らかになっているが、日本産の詳しい生態は未知。秋に採集された他、ワラ巻トラップでも成虫が得られていることから成虫越冬と考えられる。
埼玉県内では秩父市、皆野町、日高市、東村山市等から記録されている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">秋季 1 例（成体 1 個体）のみの確認であるため、一時的な利用と考えられる。なお、本種の生態については不明な点が多い。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1 例
（成体 1 個体）</td><td>0 個体</td><td>0 個体</td><td>昆虫類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内で秋季 1 例（低木林・マントで成虫 1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">1 例（成体 1 個体）のみの確認であり、主要な生息地ではないと考えられることから、本事業による影響は著しいものではないと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(22)　保全すべき種への影響の予測結果（昆虫類：リンゴクロカスミカメ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省レッドリスト 2020」NT</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">国内では北海道と本州中部以北から知られ、かつては東北地方でリンゴの大害虫であったが、薬剤散布により農耕地から姿を消した。現在は北海道、本州中部山地、北関東等の限られた産地でしか確認されていない。主に北日本の里山でバラ科樹木に依存するが、一部産地ではフジ類にも付くという。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">春季 4 例（果樹園で 3 例（成虫 3 個体）、周辺の植栽帯（サクラ並木）で 1 例（成虫 1 個体））が確認された。食餌植物であるバラ科植物が生育する果樹園や植栽帯等に生息すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>3 例
（成虫 3 個体）</td><td>0 例</td><td>1 例
（成虫 1 個体）</td><td>昆虫類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内では、春季 3 例（果樹園で成虫 3 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">植栽された果樹及び並木の食餌植物に依存して生息しているものと考えられることから、本事業により生息地は減少するが、影響は著しいものではないと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(23)　保全すべき種への影響の予測結果（昆虫類：コガムシ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省レッドリスト 2020」DD</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州、四国、九州及び対馬に分布し、水田や河川敷の水溜まり等の不安定な止水域で繁殖する。平野部の水田に生息する代表的な水生甲虫であったが、近年は減少傾向にある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">初夏季 3 例（水田、水溜まりで成虫 3 個体）、夏季 3 例（ライトトラップで成虫 1 個体、水溜まりで成虫 1 個体、幼虫 1 個体）の計 6 例（延べ 6 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 例
（成虫 2 個体）</td><td>0 個体</td><td>4 例
（成虫 3 個体、
幼虫 1 個体）</td><td>昆虫類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内では、初夏季 1 例（水田で成虫 1 個体）、夏季 1 例（ライトトラップ（LT1）で成虫 1 個体）が確認された。水田環境に生息すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">水田環境に生息すると考えられ、本事業により生息地が減少すると予測される。また、走光性昆虫類であることから、街路灯や進出企業の敷地の照明に誘引される可能性がある。
しかし、供用時には、照明の光漏れを少なくする設計や機器の採用等の措置を講じる。また、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、生息環境の減少を軽減できると予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(24)　保全すべき種への影響の予測結果（昆虫類：コチャバネセセリ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道、本州、四国及び九州に分布する。アズマネザサ、クマザサ、メダケ等のタケ・ササ類が生える平地～山地の雑木林や樹林縁に生息する。
埼玉県内では低地から亜高山帯にかけて分布するが、平野部の産地でも個体数は多くない。平野部や東部では近年になって著しく減少している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">春季 1 例（路傍・空地で成虫 1 個体）が確認された。春季に 1 個体のみの確認であるため、一時的な利用と考えられる。
なお、本種の食草であるアズマネザサ等のタケ・ササ類が調査範囲内で確認されているが、繁殖は確認されていない。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1 例
（成虫 1 個体）</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>昆虫類調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内で春季 1 例（路傍・空地で成虫 1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">春季に成虫 1 個体のみの確認で、繁殖を確認しておらず、移動・分散等の個体であり、定着分布していないと考えられる。このため、本事業により生息環境は減少するが、その影響は小さいと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(25)　保全すべき種への影響の予測結果（底生動物コシダカヒメモノアラガイ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省レッドリスト 2020」DD</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">日本各地に分布し、主に水田の畦や湿地等の水際に生息する。近年の圃場整備や水田の冬季乾燥化により瀬戸内海や太平洋側ではかなり減少傾向である。なお、ヨーロッパ原産の外来種と考えられるが、在来の可能性も否定出来ない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">秋季 1 例（水路で 1 個体）を確認した。秋季 1 個体のみの確認であるため、一時的な利用と考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>1 例
(1 個体)</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>底生動物調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水路の調査地点 S2 で、秋季 1 例（1 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">秋季に 1 個体のみの確認であることから、移動・分散等の個体であり、定着分布していないと考えられる。このため、本事業により生息環境は減少するが、その影響は小さいと予測する。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(26)　保全すべき種への影響の予測結果（底生動物ヒラマキミズマイマイ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省レッドリスト 2020」DD
④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」荒川以西 DD、大宮台地 NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">北海道から南西諸島（沖縄）まで分布し、主に緩やかな流れの水域に見られる。池や沼、水田等の水草や浮遊物に付着する。
埼玉県内では、台地・丘陵帯から低地帯に分布。これまでに比企丘陵の小川に知られているが、その分布は局所的。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">夏季 13 例（水路で 13 個体）、秋季 2 例（水路で 2 個体）の計 15 例（延べ 15 個体）が確認された。確認状況から、水路の比較的水草等の多い箇所に生息すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>15 例
(15 個体)</td><td>0 例</td><td>0 例</td><td>底生動物調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水路で、夏季 13 例（調査地点 S2 で 3 個体、調査地点以外の水路で 10 個体）、秋季 2 例（調査地点 S1 で 1 個体、調査地点以外の水路で 1 個体）の計 15 例（延べ 15 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地内の水路の比較的水草の多い箇所を利用していると考えられる。このため、本事業により生息地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、生息環境の減少を軽減できると予測する。また、公開緑地公園の水路等に移設を行うものとする。</td></tr>
</table>

表 10.9-21(27)　保全すべき種への影響の予測結果（底生動物ドブシジミ）

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」NT2</td></tr>
<tr><td>生息環境</td><td colspan="4">本州、四国及び九州に分布し、流れの緩やかな水路や池沼、水田等の泥底に生息する。
埼玉県内では低地帯に分布し、中川・加須低地の久喜市青毛の水田で記録がある。また、特異な分布だが、1986 年頃には秩父郡皆野町柴岡の休耕田で多数生息が確認されていたが、近年は全く見られない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水路で春季 187 例（187 個体）、夏季 41 例（41 個体）、秋季 22 例（22 個体）、冬季 30 例（30 個体）の計 280 例（延べ 280 個体）が確認された。
多数の個体が確認されており、繁殖の可能性がある。確認状況から、冬季でも水が枯れず、砂泥が堆積した水路に生息すると考えられる。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>250 例
（250 個体）</td><td>0 例</td><td>30 例
（30 個体）</td><td>底生動物調査</td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水路で、春季 161 例（調査地点 S2 で 161 個体）、夏季 39 例（調査地点 S2 で 19 個体、調査地点以外で 20 個体）、秋季 22 例（調査地点 S2 で 2 個体、調査地点以外で 20 個体）、冬季 28 例（調査地点 S2 で 7 個体、調査地点以外で 21 個体）の計 250 例（延べ 250 個体）が確認された。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及び周辺の水路の泥底を利用していると考えられる。このため、本事業により生息地が減少すると予測される。しかし、供用時には、計画地内に公園・緑地として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園を計画することで、生息環境の減少を軽減できると予測する。また、公開緑地公園内の水路等に移設を行うものとする。</td></tr>
</table>

(3) 評価

1) 工事の実施並びに造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度

① 評価方法

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

動物の保全すべき種への影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

動物の保全すべき種への影響の予測結果が、表 10.9-22(1)～(3)に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

整合を図るべき基準等としては、具体的には、上位計画等に定める方針を踏まえ、「緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること」とした。

表 10.9-22(1)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「埼玉県 5 か年計画」 （令和4年3月、埼玉県）	【圏央道ゾーン】 ・都市と田園が共存しており、圏央道の整備により一層の発展が期待されている地域 【県央地域】 「豊かな自然と共生する社会の実現」の分野別施策 ・緑の保全と創出 ・恵み豊かな川との共生 ・生物多様性の保全
「第5次埼玉県国土利用計画」 （令和5年10月、埼玉県）	【県土利用の基本方針】 ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用
「埼玉県土地利用基本計画計画書」 （令和6年6月、埼玉県）	【圏央道ゾーン】 ［工業・流通業務施設の立地誘導］ 市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、市街化区域への編入を基本とする。また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。
「第 5 次埼玉県環境基本計画」 （令和 7 年 3 月変更、埼玉県）	【長期的な目標】 ・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり等 【施策の方向】 ・みどりの保全と創出 ・生物多様性と生態系の保全 ・恵み豊かな川との共生と水環境の保全 ・安全な大気環境や身近な生活環境の保全

表 10.9-22(2)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「まちづくり埼玉プラン」 （平成30年3月、埼玉県）	【将来都市像】 ・みどり輝く 生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～ 【まちづくりの目標】 ・都市と自然・田園との共生 圏央道ゾーン：市民農園、観光農園など田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全します。
「第3次埼玉県広域緑地計画」 （令和4年3月、埼玉県）	【緑の将来像】 ・多様で豊かな緑と共生する『埼玉』 【3点の取組】 ・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ ・市町村や多様な主体との連携・協働 ・身近な緑の活用
「埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和 6)年度～2031(令和 13)年度)」 （令和 6 年 3 月、埼玉県）	【目指す将来像】ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 【横断的・基盤的戦略】 ①生態系の健全性の回復 ・「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」等の取組の推進、支援 ・希少野生動植物の保全 ・外来生物対策 ・野生鳥獣の適正な保護管理 ・生態系に配慮した持続可能な農業の推進 ②生物多用し保全に係る取組を支える基盤整備 ・動植物に関する情報の収集・管理・発信 ・多様な主体と協働した保全活動の促進 ・普及啓発・担い手育成 ・ＳＤＧｓ官民連携の推進 【生態系エリア別戦略】 ①多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる ②里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する ③多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する ④人と自然が共生する都市をつくる
「桶川市第六次総合計画」 （令和 5 年 3 月、桶川市）	【市の将来像】 ・学び豊かな　笑顔あふれる　幸せ未来都市　おけがわ 【5 つの政策】 ・生きる力と豊かな心を育む 桶川 ・共に支え合い いきいきと暮らせる桶川 ・安心して暮らし続けられる 桶川 ・環境にやさしくみどりと調和した 桶川 ・にぎわいと活力ある 桶川 【複合開発エリア】 圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道インターチェンジの周辺地域の一部を複合開発エリアと位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図る。
「第二次桶川市都市計画マスタープラン」 （令和 7 年 3 月、桶川市）	【西部田園地域】 地域づくりのテーマ ・自然や歴史が暮らしと調和した潤いのあるまちづくり 地域づくりの方針（水・緑・環境） ・水環境の保全と水辺空間の活用 ・都市公園の適正な管理と保全 ・地域の緑地資源の整備と管理

表 10.9-22(3)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画」 （令和７年３月、桶川市）	【緑のまちづくりの将来像】 ・うるおいと歴史をつなぎ　皆で育む　みどりと調和したまち　おけがわ 【基本方針】 ・かけがえのない緑を守り・活かす ・水と緑をつなぐ ・身近な緑を育み・ふれあう ・市民等、事業者、行政の協働による緑のまちづくり
「第二次桶川市環境基本計画」 （令和７年３月、桶川市）	【環境像】 ・環境にやさしく　みどりと調和した　桶川 【基本目標 4】 ・自然共生社会の構築 【自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向】 市民の取組 ・自然と触れ合い、生物多様性について考えてみましょう。 ・特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。 ・自然体験イベントなどに参加し自然と触れ合いましょう。 ・農地や生産緑地の保全と活用に努めましょう。 ・生垣や庭木など、身近な緑の創出に努めましょう。 事業者の取組 ・特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。 ・沿道の緑化や敷地内の植栽など、身近な緑の創出に努めましょう。

② 評価結果

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

工事中は、計画地内の動物種の生息地は改変され、建設機械の稼働による騒音・振動等の発生がある。また、造成工事による濁水の発生や、コンクリート打設工事等によるアルカリ排水等による水質への影響が考えられる。

供用時は土地利用の転換により、工事中に消失した環境を現況と同様に回復することは難しいと予測する。計画地内の水路は暗渠化され、企業用地からの生活排水処理水や工場排水処理水が流入する。また、地表面の被覆により雨水流出量が増加し、下流の石川川の流量の変動が大きくなると予測する。

また、アクセス道路の整備により、動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。

このため、表 10.9-23 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、環境への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、動物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。

表 10.9-23(1)　動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働、造成等の工事	生息環境の変化（騒音・振動）	発生源対策	・低騒音型の建設機械の使用に努める。	低減	事業者
			・低振動の工法を採用する。	低減	
		オオタカの繁殖への影響の低減	・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。	低減	事業者
造成等の工事	生息環境の変化（水質）	発生源対策	・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。	低減	事業者
			・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	移動経路の分断	移動路の確保	・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下の水路を、現況と同様の管径で、小動物が移動路として利用可能な構造として計画する。	低減	事業者
造成地の存在	生息環境の消失（土地利用の転換）	生息環境の保全	・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。	低減	事業者
		生息環境の創出	・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。	代償	事業者
			・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。	代償	

表 10.9-23(2)　動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生息環境の消失（土地利用の転換）	生息環境の創出	・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。	代償	事業者
			・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。	代償	進出企業
		保全すべき種の移設	・公開緑地公園の水路等に、ヒラマキミズマイマイ及びドブシジミを移設する。	代償	事業者
	生息環境の変化（流量）	雨水流出抑制	・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。	低減	事業者
			・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。	低減	
施設の稼働	生息環境の変化（水質）	発生源対策	・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年7月、埼玉県条例第57号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成16年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。	低減	進出企業
			・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、石川川を管轄する桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。	低減	
	生息環境の変化（夜間光）	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

本事業の実施により、保全すべき種によっては、生息環境の減少や移動障害等による影響が予測されるものの、環境の保全のための措置を講じることで、保全すべき種の生息環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。

したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。